

第七十二回 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和四十九年三月五日(火曜日)
午前十一時十分開会

委員の異動

三月一日

辞任

田中 茂穂君

補欠選任

堀本 宜実君

初村瀧一郎君

堀本 宜実君

理事

委員長

出席者は左のとおり。

委員

衆議院議員

代理

農林水産委員長

農林大臣

農林政務次官

農林省農蚕園芸局長

農林水産技術会議事務局長

林野庁長官

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

農林水産委員会

通商産業政務次官 楠 正俊君

通商産業大臣官房審議官 兵藤 節郎君

事務局副 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員 通商産業省通商政策局南アジア東欧課長 山田 勝久君

日本国有鉄道貨物局長 丸尾 和夫君

本日の會議に付した案件

○森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(七十一回国会内閣提出、第七十二回国会衆議院送付)

○肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○農務大臣(倉石忠雄君) 森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

わが国の国土の約七割を占める森林につきましては、古来、重要な住宅用資材たる木材の供給を通じて、また、急峻な地形のわが国では国土の保全の重要な手等として国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであります。

年、経済の高度成長、都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する公益的機能の發揮に對する国民的要請が高まる一方、需要の増大に對して木材の安定的な供給をはかることもまた大きな課題となつてゐるのであります。

政府におきましては、このような事情にかんがみ、森林の有する経済的機能と公益的機能とを総合的かつ高度に發揮させるため、森林の適正な利用と健全な林業活動を確保することを旨として、森林計画制度の改善、開発許可制度の導入、伐採届出制度の強化等をはかるとともに、森林組合制度の改善強化と森林組合の合併の推進をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、森林計画制度の改善をはかったこととありまして、全国森林計画は、流域ごとに計画事項を明らかにすることを旨として定めるようにするとともに、地域森林計画は、自然的経済的社会的諸条件及び利用の動向からみて森林として利用することが相当と認められる民有林について樹立することといたしております。

また、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項として、新たに、森林の整備に関する基本的な事項及び森林の土地の保全に関する事項を加えるほか、これらの計画は、森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮を払って定めるべき旨を明定することといたしております。

第二に、森林の土地の適正な利用を確保するため、民有林における一定規模以上の開発行為についての都道府県知事による許可制を導入することとしたこととあります。

すなわち、地域森林計画の対象となつてゐる民有林において、周辺地域に相当の影響を及ぼすお

それがあるような一定規模以上の土地の形質変更を行なおうとする場合には、都道府県知事の許可を要することといたしました。

この場合、都道府県知事は、その森林が現に有している土砂の流出等の災害の防止、水の確保及び環境の保全の機能を維持するという観点に立つて許可するかどうかを判断することといたしております。

第三に、伐採の届出制度に関する規定を整備いたしましたこととあります。

すなわち、地域森林計画に従つて適切な伐採が行なわれるよう、森林所有者等が届け出た伐採計画が地域森林計画に適合していない場合や、その届け出た伐採計画が地域森林計画に適合していない現実になつてゐる伐採がその伐採計画に従つていない場合には、都道府県知事は、必要な命令をすることができるといたしております。

第四に、森林施業計画の認定制度に関する改正とありまして、小規模経営林家の共同施業の推進を助長するため、新たに、一定の基準に適合する森林の団地について共同して森林施業計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることができることといたしております。

第五に、森林組合制度の改善強化をはかったこととあります。

その一は、森林組合制度の目的の整備とありまして、従来以上に森林所有者の地位の向上を重視する旨をその目的規定において明らかにすることといたしております。

その二は、事業範囲の拡大とありまして、施設森林組合につきましては、その事業として環境緑化木の販売等の事業、林地供給事業、保健休養の事業等を追加するとともに、森林の保護培養及び森林生産力の増進を期する観点から、みずから森林の経営を行なうことができる道を開くこととい

たしております。また、生産森林組合及び森林組合連合会につきましても、その事業の範囲を拡大することといたしております。

その三は、管理運営体制に関する規定の整備でありまして、森林組合及び森林組合連合会の業務の運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることといたしております。

第六に、森林組合の広域的な合併を促進しその体質の強化をはかるため、森林組合合併助成法を改正し、合併に関する計画の認定制度につき、その適用期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(初村清一郎君) 本案は衆議院において修正されておりますので、修正部分の説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長代理坂村吉正君。

○衆議院議員(坂村吉正君) 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の第一は開発行為の許可制について、その運用の厳正を期するため、開発行為の対象となる森林の機能を判断するにあたっては、森林の保護培養及び森林生産力の増進に留意しなければならぬこととしたこととあります。

第二は、森林組合制度について、その一その改善に資するため、附則において、政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他必要な措置を講ずべきこととしたこととあります。

第三は、本案が提出されて、すでに一年近く経過しているため、全国森林計画にかかる計画事項の一部について、その施行期日を一年間延期し、昭和五十年四月一日としたこととあります。

なお、この修正は各党一致による委員長提案であります。

何とぞ、全員の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(初村清一郎君) 次に補足説明を聴取いたします。福田野村長官。

○政府委員(福田省一君) 森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、森林計画制度の改善であります。

まず、全国森林計画につきましては、水源の涵養、土砂の流出または崩壊の防止等の森林の有する公益的機能と木材生産等の経済的機能とを総合的に高度に発揮し得るようするためには流域的な観点から森林の整備をはかることが適切であることにかんがみ、流域ごとに計画事項を明らかにすることを旨としてこの計画を定めることといたしております。

また、全国森林計画の計画事項を追加いたしまして、この計画が森林政策の長期の指標であることにかんがみ、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を明らかにすることとするにとともに、急傾斜地が多いわが国の森林の現況から見て、土砂の流出または崩壊の防止、水源の涵養等の森林の有する公益的機能を一そう維持増進するためには、森林施業や森林の開発行為等にわたって地形、地質等の自然的条件と森林の樹根や表土の効用等とに十分配慮する必要があることと、森林の土地の保全に関する事項を明らかにすることといたしております。

次に、地域森林計画につきましては、まず、この計画の対象とする森林を、自然的、経済的、社会的諸条件及び土地利用の動向から見て森林として利用することが相当と認められる民有林とすることといたしました。

また、全国森林計画の場合と同様、地域森林計画の計画事項を追加いたしまして、森林が有している諸機能に着目して森林のタイプ分けを行ない、このタイプ分けをした森林についてさらにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を明らかにするとともに、先に述べましたような全国森林計画において定める森林の土地の保全に関する事項の趣旨に従って、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項を明らかにすることといたしております。

このほか、森林の有する自然環境の保全等の公益的機能と木材生産等の経済的機能とを総合的に高度に発揮し得るよう、全国森林計画及び地域森林計画は、自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮を払うべき旨を法律上明確にすることといたしております。

第二に、民有林における大規模な開発行為についての都道府県知事の許可制の導入であります。

すなわち、地域森林計画の対象となつて民有林において、周辺の地域に相当の影響を及ぼすおそれがあるような大規模な開発行為をしようとするときは、国または地方公共団体が行なう場合、非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合等一定の場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければならないことといたしました。この場合、都道府県知事は、その開発行為が現にその森林の有している機能から見て、土砂の流出その他の災害の防止、地域住民の水の確保及び地域の環境の保全という三つの点で支障を及ぼすおそれがないかどうかを基準としてその許可の是非を判断することといたしております。

なお、都道府県知事は、必要があると認めるときは、許可を受けないで開発行為をした者等に対して、その開発行為の中止を命じ、または期間を定めて必要な行為をすべき旨の命令をすることができるといたしました。

第三に、伐採の届出制度に関する規定を整備したこととありまして、都道府県知事は、森林所有者等が提出した立木の伐採の届出書に記載されて

いる伐採面積、伐採方法または伐採期に関する計画が地域森林計画に適合しない場合には、その者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができるといたしました。

また、伐採の届出書に提出した者の行なつて伐採が、その届出書に記載されている伐採面積、伐採方法または伐採期に関する計画に従っていない場合には、その者に対し、その伐採の計画に従って伐採すべき旨を命ずることができるといたしました。

第四に、森林施業計画制度の改善を行なつたこととありまして、森林施業の合理化をはかるため、森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林について、森林所有者は、その有する森林の全部を計画の対象としない場合であっても、これらの森林を対象として共同で森林施業計画を作成し、都道府県知事にこれが適当であるかどうかにつき認定を求めることができることといたしました。

第五に、森林組合制度の改善強化であります。

その一は、森林組合制度の目的規定を整備して、森林施業の合理化と森林生産力の増進をはかることとを、森林所有者の経済的、社会的地位の向上をはかることも、森林組合及び森林組合連合会の直接的な目的とすることといたしました。

その二は、事業範囲の拡大であります。

まず、施設森林組合につきましては、林産物以外の森林の産物及び環境緑化木についても販売等の事業を行なうことができるようにすることと、森林の施業及び経営を推進するために必要な林業労働力の組織的な確保に寄与するための事業、経営規模の拡大その他林業構造改善の推進に資するための組合員に対する林地の供給の事業、森林の保健休養機能の増進のための事業、組合員の労働力を利用して行なう林産物等の加工に関する事業を行なうことができるようにいたしました。

また、組合員に出資をさせる施設森林組合につきましても、このほか、森林の保護培養及び森林

生産力の増進を期するためには必ずから経営することが相当と認められる森林であつてその組合の地区内にあるもの等の経営を行なうことができるようにするとともに、組合員の委託を受けて、林業以外の目的に供されることが相当と認められる林地の売り渡し等の事業を行なうことができるようにいたしております。

次に、生産森林組合につきましては、新たに環境緑化木の生産や森林を利用した農業を行なうことができるようになり、森林組合連合会につきましては、施設森林組合に準じて必要な事業範囲の拡大を行なうこととしております。

その三は、管理運営体制に関する規定の整備であります。まず、施設森林組合につきましては、森林所有者と同一の世帯に属する者で委託を受けて森林の経営を行なうものにも正組合員資格を与える等組合員資格の範囲の拡大を行なうとともに、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設、出資割り配当限度の引き上げ等を行なうこととしております。また、生産森林組合につきましては、その組合員の組合事業への従事に関する規制を緩和することとしており、森林組合連合会につきましては、施設森林組合に準じて所要の規定の整備を行なうこととしております。

その四は、森林組合及び森林組合連合会の事業を通じて森林の有する公益的機能の維持増進がはかられるようにするため、国及び都道府県が、森林組合及び森林組合連合会の健全な運営と発達について助言、指導を行なう等必要な配慮をする旨の規定を新設することとしております。

第六に、森林組合合併助成法の一部改正でありまして、森林組合制度の改正と相まって、森林組合の事業運営基盤を強化するため、合併しようとする森林組合が共同して合併計画及び合併後の事業経営計画を立て、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができる期限を昭和五十二年三月三十一日まで延長し、これに伴う税制上の特別措置と相まって、森

林組合の広域合併を促進することとしております。

以上をもちまして森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○委員長(初村謙一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

○委員長(初村謙一郎君) 次に、肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしましたので、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○足鹿覺君 最近のきびしい農業情勢と肥料政策と申しますか、農業生産資材政策とでも申しますか、こういった問題について、總括的に、最初に大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 肥料その他農業生産資材は農業生産のために必要不可欠なものである。ごいまして、その供給の確保それから価格の安定をはかりますことは、農政にとりましてきわめて重要な問題であると考えております。

そこで、農業生産資材は、その大部分が工業製品でございますので、当該工業の合理化を通じてできるだけ低価格で農業者に一律に供給できるようにいたさなければなりませんことは申すまでもございせんが、農林省といたしましては、従来から肥料その他の資材問題に取り組んでまいりました。特に最近の石油事情により資材問題に對しましては、全力をあげて解決につとめておるところであります。こういう点で関係省庁と十分な協力を得まして、農業生産資材の安定供給に遺憾なきを期してまいり所存でございます。その原料となりますものの中で、当面石油問題がなかなか重要でございます。こういう点につきましては、私どもは、通商産業省との間に緊密な連絡をはかりながら、いま申し上げましたように、農政に必要な資材の供給については、安定し

た価格で供給できるように鋭意努力を払っておりますところであります。

○足鹿覺君 農業情勢一般についてお尋ねすることとはこの際差し控えて、私がいま大臣に伺つておるのは、肥料情勢というものがたいぶ——本法制定当時は大きく変わつておると思ふんで、それに即応して、もう少し新たな視点から、肥料政策というもののみに限定しないで、農業生産資材を、重要農業生産資材を総括して、その生産、流通、価格にわたつて新しい対策を迫られておるのではないかと、こういう意味でお尋ねをしたつもりであります。そういう必要を農林、通商両省の首脳としてどのように受けとめられますか。それを聞いておるんです。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま申し上げましたように、私どものほうで農業を営みます者の必要資材、これはもうもちろん非常に種類の多いものであります。たとえば、石油、電力、これなどは直接に用います大きなものでございますが、そのほかにも、この電力、石油を用いて製造された機械をわれわれが使わなければならぬものがたくさんございまして、それからまた、これからいよいよ春耕が始まつてまいりますという機械その他が必要になつてまいります。そのいづれを見ましても、やはりきつき申しましたように、工業関係の製品が多いわけでございますが、直接、油を使いますもの、間接に使いますもの、肥料はもう重要な製品でございます。そこで、そういうものについての供給いたしますコストにつきまして、先ほどお答えいたしましたように、私もといたしましては、通産物資についての価格の安定的供給について、いま申し上げましたように、必要なる資材の供給と必要なるものの生産に対するコストダウンについて、その必要な施策を両省で相談をしながら努力をいたしておると、こういうことでございまして。

○政府委員(補正俊君) ただいま農林大臣が申されましたとおり、肥料をはじめいたします農業用生産資材は、国民生活に必要な食糧生産に重要な役割りを果たしております物資でございますので、通産省といたしましては、これらの安定的な供給につとめてきたところでございますが、特に最近におきます石油供給削減に当たりまして、石油、電力の配給、それからそういった措置を講じてまいりまして、農業用生産資材の供給をはかつてまいりつたところでございます。また特に、通産省といたしまして、今後とも食糧生産の自給率の維持向上施策の推進に対処しながら、農業用生産資材の適正な供給をはかるよう関係業界を指導してまいり所存でございます。

○足鹿覺君 具体的に言いますとね、農家は、原料高の販売安という、そういう状態にあると思ふのです。これをどう解消するかということなんです。いま両省で検討しておられるということでありまして、こういう面に実効のある対策を具体的に考えておられるならば、それをお示しを願いたい。

つまりこの農業生産に欠かせない生産資材というもののいまの実情は、本年の一月の農村物価指数では、前年同月比で三一・八%アップしておるのです。農産物価格は二五・一%で、前月比にしましても〇・九%—二五・一%の内訳の一つです。要するに、二五・一%の上昇ということがこの差がひどいんですね。で、大きい目で見ますと、この最近の物価の狂乱状態なりあるいは日本列島の都市化というように、だんだんだんだん農家が追い詰められて、農業の国民経済における地位というものは、農業農家の社会協定の政府資料によつても、四十七年度は就業人口で一三・三%、農業総生産では三・六%を占めるにすぎないような状態になつてしまつたのです。ですから、一般の消費者からは、非常にこの野菜が高いとか、いろいろな批判が集中しておられるけれども、これは農民自体の責任ではない。季節性の問題もあるし、生産資材との逆さやといふますか、いま申しましたように、資材は上がつても農産物価格は農民の立場からは上がつておらぬ。上がり方がきわめて低い。ここに一つの大きな問題があ

るところへもつてきて、物価狂乱に便乗して、ハウス園芸でいえば石油が不足して困る。そのうちにビニールも値上がりをして、これの占める農業団体の取り扱いシエアなんか少ないものですから、肥料はともかくとしてまことに困つておる。あげくの果ては、農機具のやみカルテルが暴落するといふような状態なんですね。こういう生産原料高の販売安という、これを解消するための本法ですね、われわれがいま審議しておる肥料価格安定臨時措置法というものは、確かに一つの役割りを果たしたと思ふんです。

だから、私がさっき冒頭に農林大臣に申し上げたように、こういった考え方に基づいて生産資材を総括した一つの対策、言うならば立法措置でも、暫定的にでも必要があるのではないかと。そうしなければ地方の減退等も相まって、台湾や中国から野菜を買わねばならないといふような状態が最近起きておるんですよ。ですから、これは私はたいへん問題だと思ふんです。

肥料面においては、この法律が大きな歯どめになつておることはわれわれも評価いたします。だから、この例を他の生産資材といふものに、飼料を含んだ何らかの打開策といふものが具体的に講じられなければならないのではないかと。そうしなければ、これは今後困つた状態が起きると思ふんです。

たとえば、いま飼料の問題が出ましたから、飼料大豆油のかすの話を上げますと、前年対比で六九・九上がつておるんです。ビニールは六〇・七上がつておる。重油は六二・四上がつておる。こういう状態の中で、政府の対応が私はにぶいんじゃないか。いろいろと御尽力になつておられるそうですから、いま私がお尋ねをしておるようなことを含めて御検討いただいておるのかどうか、検討の項目はどういうようなことをお考えになつておるか。これを伺つておるつもりなんですけれどもね、大臣どうでしょうね。

○国務大臣(金石忠雄君) 私どもが一番心配をいたしておる問題を御指摘になつたわけでありまし

て、一口に申せば、私どもは、現在の生産から見まして、農業用資材、肥料を含めまして、量においては心配いたしておりません。しかし、価格においては、たゞいま御指摘のようになかなか問題がございます。御存じのように、原料ナフサの高騰によつて硫酸、尿素等に、その他の肥料にも響いてまいつておりますけれども、肥料以外の農業用資材について、それからまた飼料のお話がございますが、飼料等も、外国から入つてまいります原料価格がすでに高騰してまいるものでありますから、そういう高い原料を使つて生産される品物が、製品のコストに響かないはずはないのでございまして、私どもが苦慮いたしておりますのは、今度は製品の個々別々の場合には、それぞれ違ったケースが出てくるかもしれません。けれども、要するに原料高でございまして、その値上がりいたしました原料を用いてつくられた製品のコストをどのように合理化して、できるだけ高騰を防ぐことができるかということ。その根拠をさかのぼつてまいりますれば、やはり日本経済全体に対する対処策であると思ひますけれども、新聞にも出ておりましたように、とにかく二月の半ばでの調査によれば、卸売り物価のアップ率が大体〇%になつてきたといふふうに報道されておりますが、そういうふうな経済政策がもたらん基本になることは当然なことでありまして、しかしながら、個々の製品、ことに品目の多い農林物資等に対する影響を判断いたしますと、やはり対外為替で若干円安、ドル高、それからフレートの上昇、原材料のたゞは飼料、穀物等の輸入原価が非常に高騰している。そういうようなことを考えてみますと、その結果として、わが国の農産物価格に影響することは当然なこととございまして、国民生活に最も密着しておる重要な食糧でありますので、量において確保することとはもちろんのことでありまして、この消費者に対する、それからまた農作業を営む人々に対する供給を、いかにして高騰を防ぐかという、それが実は農政を担当いたしております者の現状の最大

の悩みでございます。それをいま御指摘いただいたわけでありまして、これは私どもだけでなくて、政府全体の立場から掘り下げた検討、方針をきめなければなりませんけれども、私どももいたしましては、たとえば乳価にしても豚価にしても、法律に基づいて三月一ぱいにきめなければなりません。そういう場合には、もちろん法律も示しておりますように、「再生産を確保することを旨」とすると、これは当然なことでありまして、再生産の楽しみがなければ幾ら一生懸命をやつてくれといつたて、やつてくださるはずはないのでありますから、そういうむずかしい段階に際会いたしておるわけでありまして、私どももいたしましては、その原料価格をできるだけ押さえることに努力は当然いたすわけでありまして、やむを得ざる価格のものを使つてつくりました産物について、これは再生産の確保ができるようなそういう価格政策が出てくることはやむを得ないことではないか。そういうふうに考えておるわけでありまして、まあ個々別々の品物によつてそれぞれ対応策が若干の相違はあるかもしれませんが、たゞいま私が申し上げましたような考え方、基本的には、できるだけコストダウンをするようにつとめながら、再生産の確保のできるように施策を進めてまいりたいと、このように考えておるわけでありまして、たいへんむずかしいことは率直に申し上げます。

○足腰覚君 それはむずかしいでしような。むずかしいけれどもそれを解決してもらわなといかぬ。いい手本がここに一つあるんです。この肥料法二法ができて、三十九年にこの肥料安定法に切りかえた。で、私は肥料二法当時肥料審議会の委員もやつておりました勉強もいたしましたが、このところ、この肥料安定法になつてから審議会もなくなりまして、コストそのものもわれわれは知るすべもない。若干はまあ知つておりますけれども、肥料審議会があつたときのような資料の提出その他がはかばかしいかない。うまいつていふのかどうかという、大体今度の狂乱物価までは、四十八年の七・十二まではプラス・マイナス・ゼロで値上がりもなし値下がりもない。四十七年には前年対比十九円下がつていますね。まあ年によつて若干違ひますが、三十年には二十四円七十六銭、これが最高でつね。安定法になつてから四十二年に二十二円下がつております。つまり、こういう商品ですから、これに対して、この法律が内需優先の原則から低位安定供給の精神が貫かれておるのは四十七年までで、これからどうなるのかといふと、今度の値上げで四十八年の一・六からこれは値上げになつておるんです。引き下げではなしに値上げになる。わずかですけれども、値上げになる。六百二十四円のものに七百二十六円七十一銭といふことになつて、百二円ほど上がるんです。こういう情勢がきまると、われわれとしても狂乱物価が、基本的な食糧を生産しておる米、野菜、果樹その他にも原料高の販売安といふことになつて困る。そこで何かこの際むずかしうあつても対策を立てるべきだ、総合的な対策を立てるべきだと思ふんです。

開けば、農林省に肥料対策調査会といふものを設けられ、経企庁には化学工業部会といふものの結論が出ておるといふんですが、それはどういふものか私は知りません。が、肥料対策調査会といふものはどんな分野でどんな検討をなさつたのか。どうも単純延長に踏み切られた意図は、まあ別に他意あるとは思ひません。いまの置かれておる状況からみて、了承の合意といふことでこの程度であつたと思ふ。ですけれども、この狂乱物価が国民食糧の基本にたつたがる——あつてもなくともいい、ぜいたくなものなら別ですけれども、基本にたつたがるものから、その影響を遮断するための農業生産資材の総合的対策といふものがあつてしかるべきだと思ふ。その首位を占めるのは、いまのところ、えさやなどのほうが大きい。これは外国へ依存しておるわけですね。肥料の

場合は外国へ日本は輸出しておるわけですが。大臣も御承知だろうと思ふんですが、輸出価格のほうに常に安くて国内価格のほうに肥料は高いんですよ、この状態の中で。そういう面からも、すでに四十八の一一六には百二円上がつておるんですね。それならそれは上げ幅がそこまで落ちついたらだとなおしやるのかもしれないが、そうすると何かそこが穴が一つあいてきたんじゃないか。これをあなた方が農林省の中で肥料対策調査会というものを設けてやられたわけですが、もつと本腰を入れて設置目的を明らかにし、私がいま述べたような肥料その他を中心とする基本的生産資材に対する統一的総合的対策を検討するための本格的な取り組みぐらひはあつてもいいじゃないか。この調査会の結論はどういう結論が出たんですか。単純延長ということだけで結論が出たんですか。通産省もそれぐらいなことはお考えにならなければならぬ。昭和二十九年からこの肥料二法ができてからの設備近代化のために、われわれは相互に有利でなければならぬ。メーカーだけ痛めて赤字を出させて肥料の価格を下げるということは、これはできない、現行の経済体制の中では。ですから、便宜をはかるべき点はずいぶんはかつたのが今日までの経過です。その結果、物価狂乱の中であつてずっと下がってきたんです。それがすべりどめがきかなくなつて四十八年一一六から百二円上がり、これからの七一一二にはどういふふうになるのか心配ですね。そういう点を考えますと、やはりここらでひとつ本格的な再検討をなさる時期が来てるのではないか。あまりほかのものじゃなしに、生活の、食べるものをつくる大事なものですから、そういう点で特別の配慮なり、いろいろ行政的御努力になつた点は、今度の石油にしてみても、電力の配分にしてみても、私は理解できる。それだけでは今後が乗り切れるかどうか。せつかく地についたマルチ農法などというものはビニールの不足でだめですね——これはもうだめです。施設園芸も省資源型の施設園芸に対して農業技術会議がいろいろ

いろいろやつておるようですが、あとから追つかけておるようですけれども、だめですね。ですから、せめて季節季節のタマネギとか、パレイシとか、キャベツとか、大根、ニンジンというふうなもの、何も促成栽培しなくても、国民に季節季節のものを安定低価格供給するための生産資材対策というものが一つ要るのじゃないか。現にもう台湾から買い、中国から買つてゐるのですから。野菜まで買うような情けない日本の農業を私どもは考えたうりありません。いまのうちにこれに対する対策を講ずべきではないか。進んで飼料あるいは食物用原料等もできる限り国内で自給すべきではないか。これには私は農林大臣も、通産省といえども御反対なからうと思ふ。何をなさつたか大臣は御存じあるかもしれませんが、大臣就任前のことももしませんが、肥料対策調査会というものが果たした役割り、今後もつと本格的にやるかやらぬか、その点をひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(松元成雄君) ただいま足鹿先生御指摘の問題は広範にわたるわけですが、肥料対策調査会と申しますのは、特別に今度の法律を対象としまして、いわばこれをどう扱うかということを中心にしたわけではございませんので、もつと幅広く肥料対策一般につきまして、たとえば環境対策等から見まして、化学肥料と有機肥料の関連をどう考えるかとか、あるいは肥料の今後の需要予測をどう考えるかとか、そういう問題を広くやうておきまして、特段別にこの法律をどう扱うかという点を直結させた検討ではございませんで、そういう広い見地から今後の肥料の対策というものをやうてまいりたいと、こういう趣旨だつたわけでございます。

それはそれでございしますが、ただいま先生の御指摘は、ちよつと私事務的に整理して考えてみた場合には、農業生産資材、これはいろいろなものがあるわけでございます。大きく分ければ、肥料、農薬、農機具、それからビニール、ポリエチレン、それからまた別途飼料、その他広範にいろいろ

ございします。それにつきまして供給の確保と価格の安定をはかる必要があると、これは先ほど大臣が答弁申したとおりでございます。が、問題は、その場合の手段、方法にあるのでございまして、その場合、肥料につきましては、従来はいわゆる肥料二法があつて、いわばかなり厳格にきちつと需給の安定、価格の安定をはかつてまいつた。さらに事情が変わりまして、三十九年から今回延長を御審議願つておきますこの法案に移つたわけでございますが、そういう肥料につきましては、いわば法律があつて立法措置で需給の安定と価格の安定をはかつてきた。それに対して、ほかの資材のほうは特段そういう直接の法律はございしませんで、いわば行政措置と申しますか、あるいは全体の需給事情がいわばゆつたりと申しますか、そういうことから特別の立法措置はなくて、いわば供給の確保と価格の安定に結果的に働いてきたと、こういうことだつたらうと思つたわけでございます。それにつきまして、それではたしていいんだらうか。肥料の場合はこうやってきたと、ほかのやつは、いわば野放しといつても、結果的に需給は安定しておつた、価格も安定しておつた。しかし、いまやこういう時代になりましたと、特に資源問題が非常に切迫しますと、野放しでいいんだらうかと、そういうことを含めて根本的に検討すべしと、こういう御指摘かと存じます。

私もその御指摘の多くはまさにそのとおりと思つたわけでございますが、おっしゃるとおり、物によりまして目下の需給事情、価格状況のいわけ原因が違つたわけでございます。えきになりますと主として海外の問題、それからまた、肥料はこの法律がございしますからけつこうでございしますが、その他の先ほどのポリエチレンの問題でございしますとか、農機具の問題でございしますとか、これらはいわば石油問題に端を発して価格が上つたわけでございます。それまではむしろ供給は豊富であつた。価格もそれほど心配はなかつた。石油問題に端を発していわば価格が非常に上昇し

た。そこで私たちは、とりあえずこれに対応するために、石油あるいは電力というエネルギー源をこれらの農業生産資材の供給に確保する。それからまた、こういったものをつくる原料はこれは主として工業品でございしますから、そういうものを農業生産資材のほうに優先配分する。こういう措置を講じまして、とりあえず物の確保をはかると同時に、価格の安定もはかりたいわけでございます。が、何せ原料が上つておりますから、ある程度上がるのはやむを得ないということで個別に対応したわけでございますが、そういう物、物に即しました供給確保、価格安定の対策をさらにもつと統一して考えるべきではなからうかと。確かに御指摘のとおりいままでは比較物が豊富でございしましたから、あまり行政もフォローしていかかつたわけでございますが、この時代になつて見直しまして、さらにとりあえず目下の緊急措置としましてそういう供給確保、価格安定をはかつてゐるわけでございますが、さらに広範に、もつと広く資材一般を考えましてあるいは検討を今後しなきゃならぬかと、そういうことにつきましてさらに具体的に検討を進めてまいりたい、こう存じております。

○足鹿寛君 通産省に伺いますが、私が例示した四十七年度肥料年度までは前年対比で十九円下がつた。四十八年度の七一一二、四十八年の一一六。七一一二は前年対比してまあゼロ、上がりもせず、下がりもせず、一一六になつて百二円も上がつてきた。今後新肥料年度を迎えてこういう状態が出てきますと、先ほど農林大臣が冒頭におっしゃつた基本姿勢に沿わないことになると思ふのです。だから、あくまでもこの農林大臣の基本姿勢に沿うような対策が私はあつてしかるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(補正後君) 先生の御指摘どおりでございまして、石油の暴騰をきっかけにいたしましたので、先生が御指摘のような、価格が今後高くなつてくるというにつきましては、極力、それによつて影響する農林生産資材の値上がり幅を抑え

ていくという指導を、続けていたしていきたいというように考えております。

○足鹿寛君 どうもね、一番勘どころになると何もないような気がするんですが、最初、農林大臣が言われたように、基本姿勢を貫くための具体的措置といかないまでも、今後講じようとする施策の方向、そういったようなものぐらひは明らかにしてもらわないと、単純延長ですからね、一部には恒久化の要望も強いんですよ。だけれども、これはなかなか他の機関との関係もあって、直ちにあなた方もなかなかむずかしかったらうと思う。だけれども、今後については、たとえば投機防止法や、買占め売り惜しみ防止法や、あるいは価格の面については、物統令の適用で暴騰を抑える。これは上がってから押えるのであってあまり効果が無い。この肥料安定法というのは上がらないようにして、今日の物価高の時代に、今日まで実績を上げておるのですから、これぐらひは守ってもらわなければ、私は、から約束になつてしまふと思ふ、物価政策の上から言つても。

それは、最初に農林大臣の基本姿勢で承つたわけですから、その点は、さっきの松元局長の話もわかりますが、まあ肥料対策調査会なんているものがあつたことも私も知らなかったが、少し聞いてみたらそういうものがあつたというのですが、メンバーがどういふメンバーであつたのか、何回、会を開いて、何を検討したのか説明もなさぬ。あつたのか、なかったのかわからぬような、そういう部内の機関でお茶を濁すというようなことではなしに、やはりこれは、新しい情勢に備えて、生産資材対策、特に国民食糧につながる問題については、自給度が心配されておるときでもあり、世界の食糧危機が言われておるときでもあるので、新しい視野からこれを検討しなければならぬと私は思う。この点について農林大臣に、重ねて最初の姿勢を貫くとともに今後の御所信を承りたい。あまりこの問題で時間ばかり食つてもしょうがない。

○國務大臣(倉石忠雄君) 肥料の価格安定でござ

います。私も念願するところは、先ほど申し上げましたとおりでございますが、やはり肥料価格安定等臨時措置法の適切な運用と申しますか、その価格の低位を、いままでも御説明いただきまして、安定してまいりましたが、今回の石油供給削減、それから価格が上昇いたしましたために一月からやむを得ず一六〇の値上げを余儀なくされたわけでありまして、その価格取りきめ交渉等にあたりましては、事前にナフサ、重油等の原料費や、包装資材以外の値上げ要因は認められないというふうなことを、関係業界に強力に指導いたしました。その値上げを抑えたいというわけでありまして、今後さらに石油がどうな

りますか、まあわかりませんけれども、傾向としては値上がりの傾向のようでありまして、肥料価格に及ぼします影響もしたがって懸念されておるわけでございます。先ほど申しましたように、春耕期になりますので、こういう時期に必要とする機械、それからまた出荷の途中の価格改定、そういう末端流通を混乱させるようなこと、そういうふうなことを私も実は心配いたしておるものであります。少なくとも四十九年六月末までは、まあいんな事情はあつたでございまして、けれども、値上げは極力抑制してまいりたいと、こういう方針で対処いたしておるわけでありま

す。

○足鹿寛君 単純延長ですから、いまこういう大きく世の中が変動しておるときに、まあ恒久化していくというふうなことは、私はなかなか言うべくして困難が伴う。この延長が成立した場合に、五カ年間ぐらひには、ある一つの落ち着くところへ世の中もある程度落ち着かさなければならぬ。それまでのまあ暫定的な措置、まあ各両方が合意しなければできないことですから、特に公取等と合意の問題でありますから、しかし、たとえばこれから具体的に入っていきますから、大臣にもよくひとつ考えていただきたいと思ふんですが、輸出価格と国内価格を対比しますと、国内価格のほうが高いんですよ。確かに量目は安定して供給して

まいるわけですが、高い。これは私は再検討する必要があると思ふんです。

それから内需優先の実効的な措置として、一つ問題があるんですが、最初これは大臣、確定だけであつた、対象品目。それも私もやかましく言ひまして、昭和二十九年にこの法律が出たときには、臨時確定品目調整法という有名な目だつた。それはおかしいと、肥料供給の法律にすべきだと、総括的に肥料を対象とすべきだといふことで、当時の改進黨の金子重郎君やわれわれで法律の題名、中身も修正をしまして、その効果が後日になつてあらわれまして、尿素化成肥料を対象にしなさいと言つておつたんですが、尿素は解決がついた。問題はア系窒素の四〇％を占めると言われる化成肥料の政令指定をやるべきではないか、こういうふうな思ふんです。で、いろいろと聞いてみますと、登録銘柄は一万もあるけれども、実動しておるのは、その半分か三分の一ぐらいいらうと。農産団体は七〇％の肥料の取り扱いのシェアを持っておりますが、これはなるべく今後とも圧縮していかなくやならぬ、こういう考え方のようですが、これはやっぱりコストアップの原因になるんですね。

これは日本農業新聞の三月二日のあれですが、大臣これね、「微量要素入り複合肥料」、しかもこれに「1号、2号、3号、5号」とある。それから「有機入り微量要素複合肥料ハイヒロン1号、水溶性微量要素複合肥料ネオグリーンM1号」、何のことだかさっぱりわからぬ。こんなのが何百あるんです。で、これを、まあ微量要素を入れれば生きた土になるとか、ここへ効能書きを書いていきますけれども、はたして効果があるものかどうかね、これね。人の商品にけちをつけた見は毛頭ございせんが、まあこの手のものが一ぱいある、これはどうもいただけないですね。

そこで、私は、農林省、通産省へ登録なさつていのが一万もあるという話なんです。これは現在どの程度まで圧縮しましたか、またこういうものを登録するときの肥料取締法上の処置は一体

実効を確めていますか、どうですか。

○政府委員(松元威雄君) ただいま化成肥料の問題で御指摘があつたわけでございまして、御指摘のとおり登録の銘柄約一万六千ございまして。これは複合肥料全体でございまして。これは化成肥料以外に配合肥料もございまして、あわせまして複合肥料と申しますが、一万六千あるわけでございまして。ただ、そのうち実際に売られておりますのは約半分でございます。約八千ということでございます。それからそのうち、この八千のうち化成肥料が約三千三百、それから配合肥料約四千七百、その他が約二百と、こういう内訳になつておるわけでございます。そういういたしますと、化成肥料の生産量、これが約四百萬トンでございますから、この化成肥料の銘柄が約三千三百でございますから、一銘柄当たりの平均生産量は千二百トン、こういう数になります。そういういたしますと、量が少なればコストが上がるということになりますから、なるべくならば、こういう銘柄は少ないほうが生産コストという面から好ましいわけでございまして。ただまあ、このように銘柄がふえてまいりました背景、これいろいろございまして、これ先生も十分御承知と存じますが、作物栽培方法の多様化あるいは土壌診断技術の進歩ということもございまして、いろいろ肥料成分がふえまして……

○足鹿寛君 知らないよ、そんなことは。

○政府委員(松元威雄君) ちょっと私、失礼申し上げました。言ひ方がまずかつたんでございまして、成分の組み合わせがございまして、販売政策と両方相まちまして、農家の要望、それが確かに売らんかなと申しますか、販売政策、両方がございまして、確かにふえたわけでございまして。しかし、このようにふえますと、確かにその生産コストという面からいいますと、これはどうも好ましくないというので、私たちも銘柄は整理してまいりたいと、こう思つておるわけでございまして。その場合に、登録の場合は、これは銘柄成分がございまして、これは登録いたしますわけでご

さいまして、確かにおっしゃるとおり薬の効能書ききやございせんが、ほんとにきくかと言われましの場合に、じかに使つて作物の成育まで確認するといふわけにございせんので、言つたとおりの成分が入つてゐるかどうか、これは登録チェックいたします。しかし、いゝば、しかも能書きどおりうまく収量があるかといふことになりまふと、これは使ひ方の問題でございませう。登録のチェックは成分があるかどうかといふことでチェックをいたします。もちろん一部栽培試験やつて、確かめはございませう。が、これはいゝば栽培試験といふか、どうでございませうから、そういう試験をやつて肥効は確かめておきます。それから、成分を確かめることと栽培試験といふことをいたしておきます。しかし、その場合に、いま申しましたとおり、確かに銘柄が多いのはあまり好ましくない。

しかも、そのうち見てまいりますと、たくさん銘柄を扱つてゐるのはどういふ銘柄が扱つてゐるのかと見ますと、いゝばこの系統には全農系統と商人系統とございませうが、全農系統は従来から銘柄数は多くございませうで、従来も約六百四十二銘柄でございませう。これを、化成肥料の銘柄を、昨今二百九十九銘柄に集約するといふふうに導いたしまして、そういうふうに進んでおります。そうすると、問題は残りしましたものは大部分はいゝば商人系統のもの、さらにまた、全農を通じてない末端の単協でございませうと、あるいは経済連が地域、地域で小さな銘柄を扱う事情がございませうと、また、大宗をなします全農を法で整理を進めていけば、漸次整理されるんじやなかるうかといふことで整理の方向に進んでまいりたいと、このように思つております。

○足鹿賢君 それはいつころですが、外国にこんな銘柄なんかありやせんや、外国を調べてござらんない。——通産省何か意見がありますか。

○政府委員(長藤節郎君) ただいま先生から御指摘のありました国内価格と輸出価格の差についてでございますが、これは先生御承知のように、二十

九年に肥料二法が発足しまして、輸出価格が国内価格を上回つたのは三十年のとき一度ございまして、それ以降ずっと国内価格のほうが輸出価格を上回つてゐる。一番ひどいのは昭和四十六年でございまして、四十六年においては硫酸の輸出価格が国内価格の約半分と、こういう激落を示した時期があつたわけにございまして、これを受けましてメーカー側としても、肥料をつくることかからやめようと、こういった一種の脱肥料というふうな動きが出てきたことは事実でございませう。しかし問題は、こういうふうな輸出価格が国内価格に比べて低いといふことから、国内価格に転化するのを防ぐ必要があらぬといふことから、まして、肥料二法自体も価格は政府がマル公で定める、最高販売価格をきめるということをやつて、また、三十九年以降の現在の肥料価格安定等臨時措置法によりまして、それを防止するといふ意味も含めまして、メーカー側とそれから需要者側であるところの全農との間で肥料価格を取りきめる。こういうふうな仕組みをやつておるわけにございまして、輸出価格の赤字が国内価格に転化したその間に遮断すると、こういうふうな制度でもつて今日まで至つておるわけにございませう。しかし、昨今の石油危機以来、国内価格も上がりました、輸出価格も上がつておる。たとえば硫酸、尿素等について見ますと、東南アジア向けの輸出価格は約三〇%値上りを示しておるわけにございませう。また、硫酸、尿素的の輸出の大宗を占めておる中国につきましても、輸出価格について調整を見たといふふうな情勢が入つておるわけにございまして、今後輸出価格と国内価格とは、ほぼ同水準あるといふこととしたりは輸出価格のほうが国内価格を上回るであらうと、こういうふうな見通しが持たれてゐると、こういう現状でございませう。

○足鹿賢君 松元局長ね、あなた肝心なことを、人が聞いておるのに答えてないですよ。化成肥料の普及が今日ア系窒素の中で四〇%も占めるような状態になつておるんだから、特定肥料として

政令指定を検討されたかどうか、今後どうされるかといふことを聞いておるんですよ。メモなどとしてちゃんと答えてくださいよ。

○政府委員(松元威雄君) それは第二段と思つていたわけにございませう。前段をまずお答えいたしたてからのつもりであつたわけにございませうが……。

おっしゃるとおりそれが本體でございませう。そこで御指摘のとおり、この法律の対象は硫酸、尿素、御指摘のとおりでございませう。これを硫酸、尿素といたしております理由は二つございまして、一つは、この法律は、価格のほかに例の輸出の調整の問題がございまして、したがつて、輸出の調整と合わせて価格の安定といふことでございませう。輸出のウエートの高いのは硫酸、尿素といふことで従来硫酸、尿素を対象としたわけにございませう。ただその場合に、輸出問題はなくても、ほかの肥料も価格問題があるとはいふか、輸出調整の問題、それはあまりないかもしれぬが、価格の安定は自由ではないか、これは御指摘のとおりでございませう。

そこでほかの肥料、まず化成肥料に入ります前に、その原因たる原因料と申しますか、というのはア系の窒素とそれから燐酸肥料とカリ肥料、三要素があるわけにございまして、その三要素をいゝば混合したしまして、まあ化成肥料でございませうので、まずその根っこの価格、燐酸肥料とそれからカリ肥料、この価格について、これをこのごろ対象にすべきだといふ御議論がまたあらうと思つてございませう。それについて申し上げますと、もちろんこれらの肥料のウエートは大きくございませうから、価格安定が自由でございまして、したがつて、これにつきましてもは全農が需要者の代表といたしまして各メーカーと取りきめをいたしまして価格をきめてゐる、これが基準になつてゐるわけにございませう。その場合、しか

いりますと、一つには燐酸肥料、カリ肥料ともこれは輸入原料のウエートが非常に高うございませう。燐酸肥料でございませうれば、原料費のウエート、燐鉱石のウエートは約四割ある。それからカリ肥料の場合は約八割が輸入のカリの原料価格でございませう。したがつて、原料価格いかに価格動向を左右すると、またその価格動向をつかまれば大體原価もつかまるといふのが、第一の理由があるわけにございませう。それから第二の理由といたしまして、そういったまゝとこの法律の対象にするといふ問題もさることながら、いかにして原料を低廉に入れるか、確実に入れるかといふことが大事ではなかるうか。そのために燐鉱石の原料につきましても、現在は地域が限定されてお

りますが、それをもつと幅広く求める、あるいは専用の運搬船を設けるとか、そういう方法で原料を確保、低廉に入れるといふことが実質的ではなかるうかと、こういう問題があるわけにございませう。さらにまたこの原料輸入につきまして、これは全農がかなりタッチをいたしておりまして、燐鉱石の場合でございませうと原料費の約半分を全農が入れてゐる。それからまたカリでございませうと六割は全農が入れる。いゝば需要者たる全農が同時に原料供給者、あるいはまた原料輸入、こういう役割も果たしてゐるわけにございませう。そういう実態から考えますれば、この法律の対象にするといふことには必ずしもなじみにくいのではないかと、むしろいま言つた実態を踏まえて全農、各メーカーがやつたほうが實際的ではなかるうかと、こういうふうな考えをもちまして従来対象にいたしてゐなかつたわけにございませう。

そういったしまして、化成肥料につきましても、いま三つの混合でございませうから、尿素的の価格、あるいは硫酸の価格を安定させる、それからまた燐酸肥料、カリ肥料、これをいま言つたように全農がそういう役割りを果たしてゐますから、価格安定からいまして、そういったしまして、基本的にはその組み合わせによつて化成肥料の価格を安定できるのではないかと、もちろんその場合、配合のし

かた、あるいは微量要素の添加のしかたで価格がいわば、ちよつとことばが悪うございますが、ごまかして上がるというおそれがあるではないかと、御指摘がございまして、根っこを押えまして、大体はだいたいようぶではなからうか。そういうつもりで本法の対象に從來からいたしておりました。それからまた御指摘のように非常に種類は多うございまして、なかなか技術的にもこれをさつき銘柄数で三千と申し上げましたが、しからばその場合、技術的にどれを対象にするのか、特に微量要素による添加を問題にしますれば、これは全部しなければならぬ。これは技術的にきわめて困難でございまして、まず根っここの三要素の肥料価格安定というのが基本ではなからうかと思ひまして、この法律の対象にいたしていいわけでございます。

○足鹿寛君 どうもあなたの言っていることは理由にならぬと思ふ。まあここで水かけ論する意思はないが、まずこれは普及するのじやないか。メーカーとしては一番うまいものあるのじやないかと、よく思ふ。ちよつと牛乳メーカーが、コーヒート牛乳とか、果汁とまぜたジュース牛乳とかというやうな、あれはわりあい——いつか衆議院時代に参考人と呼んだら、これがドル箱でございまして、と云つて、協会代表が意見を述べたことがありますが、案外これはドル箱かもしれない。まあまともなもので、商行為で利益をあげられることをとやかく私は言うわけがないが、肥料取締法の立場から、こんなものを効果があるか、ないかということをやあなたの方どうして判定しますか。やはり全農のように、二百台に落としていくと、もつとしばつていくと、こういう方向に君たちがやらなければ……。そんなあなた一つの微量要素入りの複合肥料に、一、二、三、五号をこしらえてみたり——この効能書きを読んでみるとおもしろいこと書いてあるよ。「有機と複合肥料を組み合わせた私の会社の発売以来非常に受けておる。作物の葉緑素の増強、商品価値の向上、病虫害抵抗力を付与する。」と、そこでここで

本音がちよつと出で、「マンガン、マグネシウムなどその他完全水溶態ネオグリーンM一号の開発をした。云々」なんて言っている。いま土地がやせて酸性化して、生産性が低下しておることは、これは公の問題で、われわれは、あとで質問しようと思つておりますけれども、非常に心配しておる問題です。

あなたのところは農業技術会議というものがあつて、それから肥料の権威もおられるでしよう。一体こういうものをやることによつて、有機と複合肥料の組み合わせによつて何か健全な土壌が生まれるやうな錯覚をすらすら覚えますが、最も健全なことから私はとやかく言ひませんが、結局マンガンとマグネシウムで——昔から言われておることなんです、マンガンと微量要素を添加すれば作物にいいだろう。だれもそれをほんとうに測定した者はないですよ。そういう論文がありますが、これが価格交渉の対象に資するということになりますと、なかなか生産コストの調査その他精度の向上というやうなことでむづかしいでしようから、あなたの方だけの責任ではなしに、こういうものに迷うやうな農民自身もやばり問題がある。農民の啓蒙指導にやはりわれわれも農薬団体等と一緒に、健全な肥料が普及するやうに——これが健全だとは言ひませんが、少なくともこれにでもよくわかるやうなものにするのが本来のやり方じやないかと思ふ。まあ強くこれはあなたの方の常識において短期間に圧縮することを御説明になれば、私はこれ以上言うのはやめますが、どうでしようね。やりまますか。

○政府委員(松元雄雄君) 御指摘のように、大宗たる全農は扱いの銘柄数を減らしておるわけでございます。さらにこの方向を進めてまいりたいというふうな考へております。さらに、いわば集約化されました銘柄の化成肥料、それをうまく有効に使うやうに、これは技術指導、普及員等を通じて、的確な技術指導をして進めてまいりたい、そういう方向で進めてまいりたいと思ひます。

す。○足鹿寛君 この法律の一番中心は内需優先ということなんです。実際は、先ほど申し上げておるやうに、われわれが肥料臨時二法をつくつたときは、これはナイトレックスとの競争だったのです。向こうの大きなカルテルにどう太刀打ちするかというところが海外進出の一つの課題であつた。しかし、このごろはナイトレックスもアジア進出を企てておるのかどうか私どもはつまびらかにいたしません。大抵はアメリカは中南米、ナイトレックスはヨーロッパあるいは中近東、日本がアジアということに大体こう分野がきまつてきたやうだね。そういう中であつて一番需要の高いのはアジアですね。で、中国との——大量輸入国である中国は輸出高の半分以上を占めておるんです。から、既契約価格の再引き上げに際したという話も聞いておりますが、まあいづれにしましても、需給計画が守られていかないと私は内需優先の原則が乱れを生ずると思ふ。で、いまの日本の肥料工場の分布というやうなものは二十九年当時とはだいぶ違つて、コストの高い合成硫酸時代の会社はもうほとんどやめられて、回収硫酸が主ですから、原価が何ぼについておるかということ

はなかなかわからない、これは。それからまあ尿素でいかれておるやうな尿素でいかれば一番いいと思ひますが、やはりそれに行なわれるということになるやうな受当であるかどうかというところの判断がつかない。まあいづれにせよ大臣にも御善処願ひたいのは、輸出価格よりも国内価格が上がるやうなことがあつては困りますので、この法律の精神にとりまします。それはぜひ御配慮いただきたい、そういう決意を承つておきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(吉田忠雄君) 私どもも同じやうな考へで安定のために最大の努力をしてまいりたいと思つております。

○足鹿寛君 私どもは、資源に限度のある燐鉱石だとか、カリだとか、これはまあ人工でつくるものでありませんから、これらの値上がりだとかというやうなことにについては、これはある程度容認せざるを得ない、合点がいかないものです。ですから、これも新しい——いま松元さんが答弁されたやうに新しい産地を開発することに政府みずからもつと力をかけて、なるべく……。今後の燐酸質肥料の需要というものは私は高まつても、減らぬと思ふ、肥料の性質からいって。むしろそのほうが好ましい。なぜかういふことを私が申し上げるか申しますと、現在の日本の肥料需給計画の基礎をなしておるのは、施設がもう一めぐりして、特に公害産業のために立地がなかなかむづかしい、そこで増設がなかなかできない、特に千トン級以上のものが大部分を占めるやうな近代化が進んだので小回りがきかない。ですから、五百トン工場を二つぐらい需給調整用——需給の硬直化を避ける意味において、立地でなかなかむづかしいと思ひますが、外需の増大に伴つて供給が枯渇を、国内価格にそれが反応しないやうにするためには、そういう調整保留が一月分しかないというやうな状態ですから、硬直性というものを改めていくためにはやばり、これは大抵全農さんあたりが工場ぐらいつつことも私はいいと思ふだけだね。

まあそれは余談として、とにかくいまのまま、中国との商談も進行しておるということですが、なかなか複雑微妙な段階だやうですから、それをほじくり返す気は毛頭ありませんが、中国との友好関係を促進していく上において、ぜひその成功を私は期待しておる者であります。これは、ことほどさやうに輸出が非常に多くないところへ持つてきて、田中さんが東南アジアを回られましたね。あのときに、——これは朝日新聞の報道ですから、間違つておればその報道そのもののやばりあれですが、私どもは確かに資料がありませんから一例をあげますと、フィリピンで新規輸出を——一六で二万トン、七——十二で八万五千トンの尿素を約束したと伝えられておる。これは、つまり内需と供給力との関係、需給計画の関係になつてくると思

ひます。

ひます。

いますね。東南アジアとの、中国を含めた各国との友好親善をやり、資源略奪型のいままでの開発方式を改めて、新しい友好精神にのっとり、現地の人々から感謝されるような方向が期待されますが、一たん約束したら、それを一方的にやめるということは、国際信義の上からいっても許されるはずはありません。いわんや一国の総理が、一六で二万トン、七一二で八万五千トンの尿素を約束したと、新規輸出ですよ。こういうことが事実だといいたしますと、何ほこれは田中さんの御命令でも、生産に限度があり、需給計画を乱すことになる。その結果は内需を圧迫するか、あるいはどこかの国のやつを削っていくかというようなことになってくる。インドネシアでは情報がまだわかりません。訪問諸国での、通産省はついていたと思うが、真相はどういうことか。解明ができれば総理大臣の出席を求めます。求めなければならぬと思いますが、別な機会にやってもよろしいが、他の方法でも、この真相は明らかにしておかなければならぬと思う。今後のアジアの肥料倉庫というような立場に立っておるいまの日本の肥料工業というものの対するアジアの期待は大きい。その辺の真相はどうですか。内需と供給力との関係、需給計画との関係、それをどう考えますか。これは、通産省の責任のある人から具体的に答弁してください。

○説明員(山田勝久君) 今回の総理東南アジア五カ国の訪問に際しまして、先方から各種原材料の円滑なる供給の要請がございました。その中で、特に肥料につきましては、既契約の履行という形、あるいはその供給について特別の配慮をお願いしたいという形などございますが、化学肥料の供給について要請がございました。

総理のお答えの大体の方針でございますが、肥料は農業資材として重要でございます。したがって、わが国といたしまして、可能な限りその供給につとめるべき立場にあるという点、しかし、先ほど先生御指摘のございましたように、硫酸につきましては、その生産形態が回収あるいは

副産物というものが多くございまして、一般的に石油危機の影響を受けておりますので、なかなか供給がむずかしいということ。しかし、尿素につきましては、内需の優先確保をはかりながら石油等の供給を考えまして、生産をできるだけ維持していきまして、既契約分の履行に努力するという点、そういった基本的な方針を踏まえまして、特にことしの一六月船積み既契約分につきましては次のようなお答えをいたしております。

昨年の積み残し分も含めまして既契約でことしの一六月分につきましては、インドネシアに対しては硫酸が二万一千トンでございます。それから尿素が十一万五千トンでございます。フィリピンに対しては硫酸が六千トン、それから尿素が三万九千トン残がございまして、その供給をできるだけ努力するというのを申しました。それからマレーシアにつきましては硫酸が二千トン残っております。その履行につきましてはやはり努力をする旨述べたわけでございます。

その先の話でございますが、なかなか先生御指摘のように需給関係がまだ出そろっておりませんので、全般的には四月あるいは五月という段階で先方の当事者と私どものほうの輸出の当事者とがお話し合いを始めることになろう、その段階でアプローチをされるようにというのが一般的なお答えでございます。ただ、フィリピンにつきましては、いま先生御指摘のような数字でございますけれども、これはちょうど昨年の七月から十二月、つまり七三肥料年度の上期でございますが、その輸出実績が八万五千トンの尿素でございます。したがって基本的には四月、五月のときに需給関係を踏まえていくわけでござい

ますが、昨年度の同期の実績程度の契約ができるように努力をいたしようにと、こういうお答えをした経緯がございまして、そのことを意味しているのかと思っております。

○政府委員(長藤節郎君) いまの、既契約分を年度内に出すというふうなことで東南アジア諸国と話を進めているわけでございますが、もともとこ

の肥料の需給につきましては、先生御承知のように、この法律の第八条によりまして農林大臣と通産大臣とが年度当初におきまして需給見通しを硫酸、尿素についてつくる、こういうことになっております。これはその年の生産を見通しましてその生産の中から内需用に不足を確保しましてそこから出てきたものを、余ったものを輸出に回す、こういうような形で進めているわけでございまして、輸出につきましては四十八年分は、たとえば硫酸につきまして九十三万トン出るとか、あるいは尿素は二百二十七万トン出るとか、塩安が六十四万トン出ると、こういうふうな需給見通しになっておるわけでございまして、この需給見通しの中の数字を田中総理が努力するという形で約束されてきているわけでございまして、いま申し上げた数字は完全に需給見通しの中のものであるということをつけ加えておきたいと思っております。

○足鹿寛君 この朝日新聞、これは四十九年、ことしの一月十日の記事ですが、「肥料追加を比国に約す田中首相同行筋語る」とある。じゃこの記事読みましたか。これは大臣の時間が一時までだそうですから保留しておきますが、既契約分の中だと言いますか。それでございまして、事は外交に関する事です。あなた方がここで切り抜けようと思つてうまいことを言つたって、事は外交に関する事で、一國の首相の約束したというのを天下の大新聞が報道しているのです。それを、いまのような答弁で切り抜けたら、先で困りはしませんか。まあいいよ。こういうことはもう君たちと事務的な話し合いなんか聞いたつてだめだ。

倉石大臣、私どもの受けとめ方は、どうもこれはインドネシアは、さっき南アジア東欧課長が言つたとおりのように聞いておる。だけれどこれだけはちょっとケースが違う。具体的に書いてある。『マルコス大統領は「さつそく承諾いただいた」と感謝の意を表した』とあるんだ。だからこれはやはり、事国際的な問題ですから、これは

他の適当な場で適当な人にまたやらざるを得ません、まあ楠さんもしらっしゃいますけれども。国鉄がいらっしゃるので、大臣の都合もあるし、これを聞いておいてもらいたいです。

国鉄に対する質問を、一番じっくりつておいて、いままでたまたましにしておいて申しわけありません。ほんとうに簡単なんですよ。質問を繰り上げて、もうケリをつけますから……。

この肥料輸送が国鉄に依存しておることは言うまでもない。一番大口なんだ、半分以上。それが、国鉄貨物駅の集約化が四十三年度から進められて、二千八百が四十七年度末で二千に減少した。今後、約千二百駅ぐらいを目標にしておるといふことなんです。将来は一県にこれで行くと一駅ないし二駅というふうなことになると思ふんです。現実になつておるところもあります。そうしますと、消費地駅渡しというのが取引のたてまえですから、その後の引き取り荷役、小運送、保管、このことがみな、だれがやっても最終的には消費者にツケがくるんです。かてて加えて――

まあ私も従来一生懸命がんばつて政策運賃や特例なんかをいままでやつてもらつてきたんですけど、どうとう押し切られてしまつて、総トン制もなければもう割引も何もないんですね。かさばるものについては、これは肥料だけじゃありませんけれども、これは私は物価政策の上からも残しておいてほしかったと思ふんですが、かてて加えて、これ千二百にし、まあ事情を聞いてみると、そのうちの五百は設備を拡大してりつぱなものにするんだというんだけれども、りつぱなものができたら今度はまたばつさりいかるんじゃないかと、こういう想定もつくんですね。

で、運送費の高騰につながつて、そのツケがみな消費者へいくんではないか、農民に。これは、石油危機から農業生産財が上がつた、肥料の場合でも、ボリの値上がりやいろんなものの値上がりで、いままでかせいだ。この肥料法でかせいだものが全部その容器その他の値上がりで吸収されてしまつて、赤になるんですね。十数年の長きにわ

たつて、あるいは臨時立法からいけば、二法時代からいえば約二十年、それで大体一八%ぐらい下がったでしょう。——正確にはちよつと。それが今度で、さつきもお聞き取り願つたようにパアになつちまつたですね。確安そのものも、この肥料二法の歯どめがあるにもかかわらず下がらない。すいぶん強硬な交渉が行なわれたと聞いております。合理的な結論が出されたと思ひますけれども、今度国鉄さんのこれを強行されることによつて流通コストがまた上がつてくると。これではね、一方に手当てをしても、また一方でそれなぶちこす。何か総合一貫体制というよりなものがなないじゃないか。つまり、食糧の重要性というよりなものを考えるならば、これは、大臣にもお聞き取り願ひたいのだが、もつと一連の総合された施策というものがなければ、私はどこかで糸が切れたのでは政策効果があらがない。そういう点を心配するんですが、これが一つ。

それから、あなたの方の集約の基準は一体何ですか。いわゆる工場を中心の基準をされては困るんです。国民に食つてもらふ生鮮食料品をばじめ、米、すべてのものを生産する農業の、農畜産物の集約地というものを重視してもらわなければ困る。あまり何でもかんでも鉱工業が盛んになつたとこへ集約なさるといふようなことがもしあるとするならば、これは一大事でありまして、そういう点を慎重に配慮をされておりますか。国鉄の御答弁によつては、大臣ね、こういう問題があるといふことをひととおき願ひたい。政策効果が途中でみんな抹殺されてしまふ。そういう点を心配してあります。御答弁を願ひます。

○説明員(丸尾和夫君) 国鉄の立場から一応御答弁させていただきます。

先生御承知のように、国内貨物総流動のうち、かつて国鉄の貨物輸送のシェアは五〇%でございました。現在は二七、八%に落ちております。で私もといたしまして、荷主の要望調査というのをいろんな形で従来実施しておりますが、その一番多いものが到着日時の明確化と、それから速

達——速く届ける、スピードという二つでございます。たとえは鮮魚、くだもの、野菜あるいは引越し荷物、それからえさ——飼料でございます。こういういった荷主さん方からは非常に従来そういう要望が強いわけでございます。まあそれなりの手は打つておるのでございますが、先ほどお話しのように現在貨物駅が大体全国で千八百ございまして、千八百の貨物駅から出まして千八百の貨物駅へ着くというの、これは組み合わせでやりますと数十万通りの輸送経路がある。したがうりまして、途中に百以上の、ヤードと申しておりますが操車場を設けて、そこで十分に貨車の入れかえをしていく、そのために到着日時が不明確になる、あるいはスピードもおくれるというようになつてございまして、そこで、できるだけ駅の数が少なければ、直行の貨車がふえてまいつて到着日時がはつきりしたスピードもつくつと。ちなみに、現在着から発までの平均の総輸送時間を時速に直しますと、十キロちよつとぐらになつておりますが、これは、途中の操車場で待ち合わせる時間が非常に多い、入れかえの時間が多いというやうなことになるわけであります。一方、エネルギー問題もございまして、国鉄は省エネルギー機関である、また、自動車のような排気ガスのような公害もないといふことで、長距離は鉄道輸送、集約は、近距離は自動車といふことで、共同一貫輸送体系といふやうなことが言われてきております。これを踏まえて、国鉄は、先生おっしゃいましたやうな貨物集約をやつておるわけでございますが、しかしながら、実際は、地方その駅で特殊な事情がそれぞれございます。それを踏まえて、地方の管理局で地元の要望を組み入れて、また、お話し合ひの上で、一つ一つ具体的な問題を解決しながら実施しているのが現状でございます。

それから、先生が二番目におっしゃつておりました工業優先じゃないか、農業も基地があるのかというお話でございますが、この点につきましては、たとえばえさにつきましては、着基地を設けて、サイロをつくつて到着時間の明確化をしたり、あるいは早い輸送をして、一定の配給をいたしております。それから、鮮魚につきましては、御承知のように、東京なり大阪市場と、長崎あるいは釧路、八戸というやうなところに鮮魚の特急列車を走らせて、これ両方に基地を持つてやつております。まあいろいろなあと輸送形態がございまして、できるだけだけの国鉄の配属は農産物についてもいたしておるということでございます。要は、地元によりましていろいろ具体的には事情が違ひますので、地元の荷主さんとよくお話し合ひの上で貨物輸送を行なつていくということでございます。

○足鹿寛君 専門的なことで地元は地元でみな事情が違ふことは私もわかります。やはり要請が出ないと国鉄さんはほとんど合理化をなさず、そういふくせがある。で、強い要請があると少し耳を傾けられるというので、何も近代化、合理化合理化と言つてね、貨物駅の集約化をあなた方がむちゃくちゃにやられておるとは思ひませんが、いかにトラック輸送が盛んになつてきたとはいふものの、国鉄の利用度というものはやっぱり相当のもので、大量に確実に事故なしに着くのはやはり国鉄ですから、われわれはそういう意味でむちゃな工業中心にならないように、それからまた千二百をまた五百にするといふやうなことがないやうに善処願ひたい、約束してくれませんか。

○説明員(丸尾和夫君) 従来も地元とよくお話し合ひの上でやつてまいりましたのですが、さらに今後よく地元の要望を聞き入れて、無理のないやうによく折衝してといふことを地方の管理局でやつておりますので、重ねて地方の管理局を指導していきたい、こう思ひます。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後二時三十七分開会

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

肥料価格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案審査のため、必要な場合は、参考人の出席を求めることとし、その取り扱いを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(初村瀧一郎君) それでは、休憩前に引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○工藤良平君 私は、肥料問題を主として御質問いたしますけれども、その前に、先般大臣の所信表明に対するわが党の質問の中から、一、二、肥料と直接関係のない分もありまふけれども、せつかくの機会でもありますから大臣に考え方を聞きたいと思ひつておられます。

それは肥料をはじめとしたしまして、農機具あるいは農業用ポリあるいはビニール、重油、ガソリンさらに配合飼料と、相次ぐ極端な値上げが行なわれてまいつたわけでありまして、私、先日物価対策委員会におきまして、特にその中で農業用の機械の例を引きまして、たとえばライスセクターの乾燥機部門の値上がりにつきまして、大体一七〇%から二〇〇%程度上昇しているといふことを申し上げたわけでありまして、そういうことからのいたしまして、特にこの肥料価格の上昇といふものは、全体的な農業用資材の上昇を含めまして非常に重要な関心を示さざるを得ないという状態になつてきたわけでありまして、が、その中で、先月の二月二十八日に、一月の農村物価指数につきまして農林省が発表いたしましたやうであります。それを見ますと、資材の指数が非常にいま上昇いたしております。その割合に比較をいたしまして農業生産物の価格の傾向といふものが比較的低位にある。こういうことから、さつき足鹿先生も指摘をしておりましたやうに、

結局生産費高の生産物安と、こういうような状態が出てきておるわけですが、こういう問題をとりえてみた場合に、農林省として次に考えられますたえば米の問題あるいは麦の問題、乳価の問題等について、これらがもたらん生産費の上昇という関係から価格の上昇ということについては当然これは基本的に考えられることでありますけれども、その点についてまず大臣の基本的な考えを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話しのごさいますように、営農のための機械がそれぞれ石油事情等ありまして高騰してまいっておりますことはいまお話しのとおりであります。それで私どももいたしましては、先ほどもお答え申し上げましたように、極力その機械の生産に要するコスト要因を押えることに努力はするように指導いたしておるわけでありまして、しかし、それも大限度のあることでありまして、したがって私どももいたしましては、まあ御存じのように、大体農作物についていろいろな行政が介入をして価格をきめておりますものが七割ぐらいございまして、そういう面におきましては、やっぱり再生産の確保ができますように考慮してまいることが当然なことだと思ひます。が、その間におきまして、やはり基盤整備その他生産性を上げ得るような努力は並行して続けてまいることが当然であります。が、極力この機械の値上がりについて防止するために、政府内部の関係省とも協力を願つて努力をいたしてまいらうと思ひます。

○工藤良平君 その点に関連をいたしまして、通産省として農業用資材に対する特別な御配慮について、今後どのような御計画があるか、お示しをいただきたい。

○政府委員(兵藤節郎君) 通産省といたしましては、この石油ショックから由来しました種々の問題をかかえておるわけでございますが、まず農業資材の中で最も重要な肥料というものにつきましては、この一月以降肥料の生産につきましては、これは優先業種であるということで、原燃料及び

電力については五割の削減ということをやったわけでございます。一般のものは一五割でございます。それから三月以降はカットなしということ、計画どおり生産できるように体制を整えておるわけでございます。それからその他の農業用資材につきましては、ほとんど大部分のものが石油製品である、そこからの誘導品である、こういうことからしまして、極力これらにつきましても原燃料あるいは電力の特配というような形で生産を続けていくと、こういうような方法をもちまして増産に励むよう業界を指導しておるわけでございます。

○工藤良平君 先日私は、農林省、通産省それぞれから内容について詳細にお伺いしましたので、きょうはあえてこの委員会では触れないつもりでありますけれども、ただ、問題になりますのは、非常に生産用資材が高騰している。ところが、製品のほうはどうかといふと、たとえば乳価を一つとってみても、近ごろ非常に、この前乳価を上げましてから今日の消費の状態を見ますと、ここ二、三ヶ月の間に連続的にやはり一四、五割程度の減少傾向が出ています。こういうことが言われておりますし、あるいはまた、二月の牛馬市場の価格の状態を見ますと、非常に下降線をたどっているという状態があるわけでありまして、非常に飼料や資材が上がつているにもかかわらず、そういう状態が出てきている。一体これはどこに起因するの。これは全体的な物価上昇の影響の中で、特に毎日食べるこのようなものに対してかなり大きな消費の抑制といわれるような傾向が出てきておる。これは農業一つ考える場合に、非常に重要な課題ではないかと思つておるわけであり

ます。

たとえば飼料等の問題につきましても、今回の予算を見ますと、飼料の特別会計の中に五百九十八億円というような財政的な措置をはじめとして、かなりの部分いろいろな措置はとられておるようでありまして、このような現象を見たときに一体どのような対策を講じたらいいか。

もちろん、価格にはね返すことのできる、たとえば米価とかあるいは麦価等につきましてはそういうことは可能でありまして、生鮮食料品やあるいは畜産物の現実のいまの問題を考えてみると、これ非常に重要な問題ではないだろうかというように私は思つておるわけでありまして、この点について一体どのような方法をとつたらいいのか。あるいは畜産家に直接言わせますと、何とかしてこの危機を乗り越えたいということですが、ばつてはおりまして、すでに大分県あたりでも百数十戸の畜産農家が農業を放棄するといふような状態が発生をしております。

で、緊急的には飼料に対する対策とかいろいろ必要だと思ひますが、特に制度金融あるいは系統金融の償還金利の問題について非常に深刻な要求が出ておりますが、この点について、たとえば据え置き——これから二年ないし三年間、一応安定するまで据え置きをするとか、あるいは利子補給を別途に考えるとか、そういうような方法を緊急にこの際考えないと、畜産農家にとりましては、全く放棄をせざるを得ない、農業から離れていく。こういう深刻な状態でありまして、この点についてはぜひひとつ大臣のほうとしても十分な検討が必要ではないかと、私はこのように思ひます。本題ではありませんが、肥料に入る前にその点を基本的な何についておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま私どもいろいろ難問題をかかえております中の大きな難問題を御指摘いただいたわけでありまして、飼料につきましては、もう御存じのように、昨年来アメリカ輸入の小麦、トウモロコシ、なかんずく小麦等の上昇はたいへんなものでありまして、これを国際的に七二年の不作以来ソビエト・ロシアとか中国大陸などが大幅に買い付けをいたしたりなどして、意外な外圧のために現にこの価格は高騰いたしておることは御存じのとおりであります。そういうようなものを輸入いたしまして飼育いたしております、豚、鶏、酪農もそうであります。が、当然——

このことは酪農及び豚価にはね返ってくることは当然なことではございますけれども、昨年は御存じのように二百一十億円を飼料の基金関係に入れました、同時にまた、四分という低利の融資をもいたしました。それからまた、食管でかかえております古米の七十万トン、これは帳簿価格十五万のうちの半額でありますけれども、一万円そこそこ放出をいたしたとか、まあ思い切つたことをいたしまして、飼料の値上げを防いだのであります。が、いよいよ、さらに今回のような状況で……

そこで、全国の酪農家の方々もそういうことについてたいへん御心配になりまして、各地でいろいろな生産者の大会なども開かれ、また、私どももそういう方々からよく事情を承つておるわけでありまして、御存じのように三月三十一日に乳価等を決定いたしますわけでありまして、その前に諮問機関であります畜産振興審議会の先般懇談会を開いていただきました。朝十時から夕方七時過ぎまでたいへん委員各位御熱心に勉強していただきました。御意見が——答申ではありませんが、それぞ

れのお方の御意見を私も拝聴いたしまして、そこであるべく早くひとつ審議会を開きたい。まあ例年ではありますと、今月の末ごろになるわけでありまして、少し早く本日の審議会を開いていただいて十分御検討の上にお答申をいたしたい、それをもとにして対処いたしたいと思つておるわけでありまして、が、その前に二月、三月どうするかという問題もございまして、そういうようなことにつきまして、実は毎々申し上げることであります。が、再生産の意欲を失なわれてしまったのでは、元も子もないわけでありまして、再生産への樂しみを持たせていただくためにはどうしたらいいかというようなことについて、二月、三月の問題もございまして、それから、三十一日に決定いたします来年度の乳価等のこともございまして、ただいま財政当局ともそういう点について種々話をし

て協議を続けておるというのが現状であります。私どもの気持ちといたしましては、物価を安定

するということはもちろん優先的に考えなければなりませんが、さりとて、やはりコストアップになっておきますもの、そういうものがやっぱりそのまま放置しておくことはできないというところは当然でございますので、その辺のところを審議会の先生方の御意見も参考にいたしましてきめてまいりたいと、こう思っております次第でございます。

○工藤良平君 私は、後段に申し上げました特に、非常に緊急な事項は、やっぱり農家の皆さんが畜産をやめる、牛を手離す、こういう状態が発生していることですね。ですから、それに対して制度金融あるいは系統金融からの融資を受けている深刻な問題についての対策、これは、いま直ちに大臣から、そうしましよ、ということとは不可能でありましょけれども、ぜひひとつそういう形のものをお検討いただきたい。

きのうきょうの新聞によりますと、通産関係では、石油業界に対するこれは税金とか、そういう面の対策で、もし赤字が出て、値上げを引き延ばすということであれば、それは将来利益が出る過程の中で順次還元をしていくというような方法を考えるというようにも出ておるようですけれども、農家の場合には、そういうことはきわめてむずかしいわけでありましょけれども、たとえば金利に対する補償あるいは据え置き機関の繰り延べ、こういうようなことの措置というものがとられないかどうか。その点はひとつぜひ、困難な問題でありましょけれども御検討をいただきたい、何らかのここの当分の便宜的な措置というものが、必要ではないかと私は考えますので、その点に對するひとつ御検討をお約束していただきたいと、このように思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) そういう問題は大事な問題でございますので、そういうことにつきましても、ただいま政府内部でいろいろと協議を続けております。

○堀本宜実君 これは関連質問でございますので一言だけでございますが、先ほど通産では、前に

五%カットしておる、今度は三月からは石油もノーカーットでいくであらう、したがって生産資材についても十分な配慮ができると思うというお話がございましたが、石油事情は御承知のようにそういうことじゃありませんね。これはほんとうにメジャーからの通知を受けて、三月には二五%減というふうな通告を受けておるわが国のことでございまして、私はそう簡単に、生産資材は御心配ございませぬ、というふうな言い方は、少しまずいのではないかと、いさよる経営資金と、金を貸してやろうという、いわゆる経営資金というものを貸そう、それはいろいろな意味で六

百億という話もありまして、利子補給を四分ぐらいにして、という話も出ておるようでございます。これはまことにけっこうなことなんです、私は農家が借金をして——常に私の主張はそうなんです、農家が借金をした場合に、元金と金利を払っていかねばならない——いまの価格ですでに四回昨年度飼料が上がつている、原価はそのままに据え置いている。そこで、まだ原価に対して修正をしよう、これは三月が近いから、どうせ三月の末日まではやるのだからという御意見であらうと思うのですが、借金をこの上つくるうという、金を借りてやろうという意思はないようでありまして、それは貸そうという借りたいと思

うのでしよ。がしかし、私は、百姓が金を借りてそして元金なり利子なりを払っていくような経営がどうしてできるのだからかと思つて、これはなかなか——いまの場合、金を貸してやるからというのでなくて、むしろはなはだ言にくいことだけれども、価格で吸収をしてやる、でき得る限り価格で吸収をするということではなければ、数次にわたって借り金をして、そしてその借り金の利子さへたいへん負担であるのに、なおまた金を貸してやろうという親心には感謝をいたしますが、農民自体のほうでは、金借りてやるということでは私は農業の経営というものはむずかし

い、こういうふうな考えを持っております。私は時間がございます。人の時間を借りて話をしておるので詳細申し上げることはできませんが、結局、飼料高の生産品が安くなつておるわけでございますから、これはいろいろな現象がもう出ております。そして少し自暴自棄みたいな年々生産量は減つてきておる。こういうときに、どうして値段の改定というものをやらないのだらうか。私はこういうふうに思つて、それが不思議に思ふくらいでございますので、一言私の意見だけをこの機会に申し上げておきたいと、こう思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 堀本さんのお話、よく私もわかるわけでありまして、昨日も全中の宮脇会長はほかも立つた方々がおいでになりまして、とりあえずの二—三分のものをどうするかというところ、それから先行きのことについて等、詳細にいろいろお話を承りました。で、私どももいたしましては、そういうお話を基礎にいたしました、それぞれ関係筋といふ相談をいたしておるわけでありまして、生産者が、先ほど申し上げましたように、これを放棄してしまふような考えを持っていたことはたいへんなことでありますので、そういうことについては皆さまの御意見を十分体して慎重に取り扱つてまいりたいと、こう思つております。

○政府委員(長藤節郎君) いま堀本先生から御指摘のあった石油、電力等の供給でございますが、この石油危機が十二月から始まつたわけでございますが、十二月とそれから一月の半ば、この間は石油事情が急激に変わったということと、それに對してどういふ手を打つか。たとえば燃料用のLPGとか、あるいはタクシー用のLPGとか、そういうものを手当てする、いわば生活関連のほうに優先しまして、産業業種に對するところの手当てというのはいややおくれたわけでございます、確かに十二月あるいは一月半ばまでは、生産が前年対比にしまして、一〇%程度落ちていたとい

うことはいふまでもない事実だと思つて、その後一月の半ばから、こういった産業業種につきましては、優先業種ということで、電力並びに石油を特配する。この三月からは、はつきり申し上げます、肥料と農薬についてはノーカーット、それから硫酸肥料とか、肥料用の硫酸とか、あるいは農業用フィルム、それから農薬原液、肥料包装用袋、こういうものについてはノーカーットの上にさらに特配をする。これは、ただいま申し上げました十二月ないし一月の生産減をカバーすると、こういう意味で特配制度というものを設けて、この三月から実施しておるわけでございます。

数量的には、そういうことでほぼ確保し得ると思つて、価格については、原燃料等が上がつておるといふ事情もございまして、なかなか思うようにはいつてない。やはり原燃料の上がつた分だけ上がつていくというのが実情でございます。

○工藤良平君 それでは肥料問題に入つていきたいと思つて、まず局長にお伺いしますが、いま私が申し上げました農業用資材の高騰ですね、これは特殊な現在の情勢でありますけれども、ここ数年の傾向として、この農産物価格に占める農業用資材、その中における肥料、この傾向というのは、どういふ傾向をたどつていくか、その点をちょっと見てみたいと思つて、そう申し上げますのは、今回のこの肥料の法律を延長するというその趣旨というものが、価格の安定、そして国内需給を確保するというところ、そして肥料の輸出を促進をするという三つの目標があるわけでありましょけれども、その中でいま言った点がどういふ傾向をたどつていくか、詳細な数字じゃなくてもよろしうございまして、大体のカーブというものをひとつ御説明いただきたいと思つて、

○政府委員(松元威雄君) ただいまの御質問の趣旨を取り違へましたら恐縮でございますが、御趣旨は、いわば農業経営の中でいろいろな資材費、特に肥料費のいわばウェイトと申しますか、その推移はどうかという御趣旨かと存じましたわけござ

いますが、これは経営費の中で現物と現金と両方ございまして、農家の戸当たりの現金支出がございましてその中のウエートの推移を見てまいりますと、肥料の場合は、四十年ごろは農業現金支出の中でウエートは約一七%ございまして、ウエートとすれば、四十七年は一三・四%となっております。と申しますことは、ほかの費目のウエートが高まっておりますので、絶対金額は、肥料の金額はふえておりますが、全体としましての農業現金支出はふえますし、さらにほかの費目のウエートが高まっておりますので、ウエートとしては若干減っておりますが、それでも現金支出の中で肥料のウエートは一三・四%を占めておるということでございます。

○工藤良平君 いまの御説明の中にもありますように、傾向としてはやはり肥料のこの法律があることによつて、かなり有効的な効果をあげているということも私も認めるわけでありまして。

ただ問題は、現在の—それでは次の問題として、この肥料の需給の方向ですね、国内需給—全体的に生産されたものが国内でどの程度消費されて、輸出はどの程度いつているかという、そういう傾向をちよつとひとつ見たいと思うのです、その点はどうか。

○政府委員(松元威雄君) まず、肥料の中で直接この法律の対象になっておりますアンモニア系窒素肥料についてまず御説明申し上げますと、全体の生産は年々増加の傾向にある。と申しますことは、たとえばこの法律が当初に制定された三十九年、そのころは生産が、これは窒素換算でございますが、約百三十万トンございましたが、それに対して四十七肥料年度は約二百四十万トンというふうに生産がふえております。その中で内需のほうはいわば漸増ということでございます。十年前の三十九年が、内需は、これは樹脂用等と工業用を含めてでございますが、約六十五万トンでございましたが、四十七肥料年度は九十三万トン。このうち工業用の数字の変動もございしますが、肥料用についてみましてもいわば漸増の

傾向にある。ただし、内需につきましては、途中波がございまして、一時ふえてまいりましたが、四十五年ごろから例の休耕問題という問題がございまして、四十五、四十六年は減つてまいりましたが、四十七年は再びふえた。こういう波はございまして、十年間の傾向は見るとうふえておる。しかし、その間四十五、四十六年は減りまして、四十七年は前年に對しまして七%ふえたという傾向でございます。

さらに、それに対して生産の増はもつと大きいわけでございますから、そのギャップをいたしましては、輸出が非常にふえておりまして、輸出は三十九年には約六十三万トンでございましたが、四十七肥料年度では輸出は百六十八万トンというふうになっておりまして、輸出の増加が顕著であるわけでございます。

したがつて、もう一度論旨を簡単に整理して申し上げますと、生産はかなりふえました。それから内需のほうは、波がありましたが、漸増である。ただし、一時減つてまたふえたという傾向である。輸出の数量が非常にふえた。したがつて、現在ではアンモニア系におきましては輸出のウエートが七割ぐらいになっている。こういう需給構造になっております。

○工藤良平君 いま御説明のように、これは統計資料を見ましても、たとえば三十九年に若干落ち、そしてまた逐次増加をしていつて四十四年、四十五年と非常に落ち込みがあるわけでありましてけれども、これはやはりいまの農政の進め方の中で、たとえば三十九年というのは、農業基本法のできたときでありまして、この当時、御承知のことから、適地適産の新農村建設なんというところで、かなり果樹、畜産、蔬菜という方向に向いていつて、米に対するウエートが若干落ちた。四十四年、五年というのもこれまた、減反政策と軌を一にしてそういう傾向というのが出てきているわけでありまして、そういう相対的な面から見ると、でこぼこというのはありますけれども、趨勢

としてはやはり増加している。

もちろんそれは作目の体系なり経営の体系というのには非常に多様化しておりますから、そういう意味もわかるんでありますけれども、たとえば一つの作目をとつてみた場合に—同じ面積の、たとえば十アールなら十アールという面積で、同じ作目をとつた場合に、飼料の消費の傾向というのはどういう傾向をたどっているか。これはやはりいまの農業の進め方において非常に重要な私は課題であらうと思ひますから、そういう点についての傾向をひとつお知らせいたしたいと思います。

○政府委員(松本威雄君) ちよつといま数字を調べております。

○工藤良平君 数字はまた後ほど何かの機会にお話しただければけっこうですが、大体の傾向として、単位当たりの肥料の投下の状態というのはおそろくだんだんだんだんふえていつている傾向があるのではないかと。もちろん経済的な条件は別といたしまして、大体そういう傾向をたどっているのではないかと私は判断をしていつておられますが、これは違えば後ほど御指摘をいただきたいと思ひますけれども、一体それはどういふところにあるのかということですね。これはさつき足鹿先生もちよつと触れておりましたけれども、この肥料の、特に化学肥料の有効性といひますか、あるいは吸収率といひますか、効率といひますか、そういう問題から判断をしていく場合に、いまの進め

ている日本の農業の形態からして非常に憂慮すべき問題が出てきている。それはやはり地力の問題なんです。生産は一時的に非常にあがつてきたけれども、これは長い二千何百年という土壌の育成の中から、非常に有効的に肥料が作物に吸収されていくというメカニズムというものを最大限に利用することができた。しかし、現在のような化学肥料の漸増傾向の中で、その地力というものが非常に大きな変化を来している。ある極端な学者に言わせると、これは土壌じゃなくて土ないしはいわゆる荒土という、肥料を作物に送っていくだけ単なる媒介体にしかならない。こういうような極端

をはく学者も出ておるような状態なんで、私がやはり重要視したいのは、単位当たりの面積に投下する肥料というものはだんだんだんだん増加している。ところが、収穫というものは一定のところまでは急激に伸びますけれども、それから先は容易に生産が伸びていかないというこの状態があるのではないかと。そうすると、こころの辺の解明をしなから全体的に化学肥料、いわゆる肥料の価格なり、あるいは需要供給関係を安定をさせるということだけではなくて、大きな意味でやはりこの地力の問題、あるいはこれからの農業形態あるいは技術形態の問題等について突っ込んだ議論というのがなされていかなければならない時期にきているのではないかと。そういうことを私はこの問題からいろいろ踏み込んでみたわけでありましてけれども、非常に重要な問題が提起をされると思ひますが、この点について、ひとつ、國芸局としてはどのようにお考えになっておるか伺ひをいたしたいと思ひます。

○政府委員(松元威雄君) ただいま先生の御指摘の前提になりまするいわば単位面積当たりの化学肥料の投下量はどうかということでございますが、これは作目別にしつかりフォローしてありますが、これは一般的に申しますと、果樹でございますが、蔬菜でございますとか、こういうのはふえる傾向にございまして、米について見ますと、これも途中に波がございまして、傾向で見ますと、やはり単位面積当たりの化学肥料投下量はふえておる、こういう傾向になっておるわけでございます。したがつて、私どもとしましては、これは肥料三要素、いずれもこれは必要なのでございまして、同時に、それだけでいいのだから、それがふえた—波がございまして、傾向としてはふえておりますが、ふえたということと関連してたとえば他の有機質肥料—堆肥等、こういうものの動向はどうなつておるか、そういうことをフォローいたしましたら、これは地力問題、いわば収量を支える基本なる地力問題に対して大きな問題になるということで、化学肥料投下量、同時に堆

厩肥等のいわば有機性肥料、こういうものやっぱり投下の状況というものもこれは行政でフォローしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○工藤良平君 私には、やっぱり肥料問題を見る場合に、さつきお話のように、全体的に農家支出の中でかつては一七％程度であつた肥料の支出のウエイトというものは一三％に落ちてゐるのですね。もちろん金額そのものは、確かに価格は、ほとんど動かなくてきていますけれども、いま言うたくさん使うというようなことから、かなりやつぱりウエイトは大きいのですけれども、しかし以前からすると少なくなつてゐる。少なくなつてゐるということとは、化学肥料を非常に使いやすくなつてきた。ですから、たくさん使う。もちろんそれは非常に労力を削減できますし、あるいは近代化されたこの農業形態というものは堆厩肥なるものを使うよりも、やはりこういう有機質のものを、有機質のものを使うよりも、やはりこういう無機質の直接吸収用にする方が、一時的には非常に作物に対する影響というのはいいものなんです。それから、そういうことになるのですが、しかし長い目で見ると、いま言う地力の減退、いわゆる土壌が土壌でなくなつてしまつてゐる。いわゆる微生物とかいろいろな細菌とか、そういうものがなくなつてしまつていく傾向がある。で、それがやはり病害虫を発生をさせ、非常に複雑なメカニズムです。それから、そういうものが農業を多量に使わなきゃならぬというふうになつていくし、私はそのことをいまややはりこれからの肥料問題を考へる場合に私は根本的な問題として考へてみる必要があるのであるんじゃないかと思ふのです。

そこで、これは技術関係のほうからお伺いをしたいと思うのですが、農業水産技術会議の事務局局長、見えてくるようですかとお伺いしたいと思いますが、けれども、特に現在、化学肥料をいわゆる多量に消費していった場合に、特にこの地力の破壊量に消費していった場合に、いわゆる植物の破壊ですね、いわゆる生態系の無視、いわゆる植物の破壊ですね、生態系の無視、生態系のあるいは喪失、そういう

た根本的な問題について、私はこの際、技術関係としても相当深く検討してみる必要があるのではないかと思いますけれども、その点に対する御見解なりあるいは現在の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思っています。

○政府委員(小山義夫君) 最近労働力の減少あるいは収穫の機械化というふうなことから、農地に有機質肥料が還元をされない傾向が非常に目立っております。そういう意味で、いま御指摘の地方の減耗を私どもも非常に憂慮をしていろいろでございます。堆厩肥をはじめとします有機質の肥料は、土壌の中のカルシウム等の塩基類を溶脱いたします酸性化を非常に促進をするとか、あるいは土壌の中の微生物の生育層を変えていくとかというふうないろいろ心配をされる事態があるわけです。そこで、私どもも、研究の分野でこれに取り組みます場合、たとえば堆肥の形で、できるだけ昔のような形で堆肥を入れるようにといつても、農業の経営の形が変わっておりますので、なかなか無理な点があるということで……。

まあ稲わらは御承知のように、機械化でほとんどいま行なわれております。ただ、あの収穫の実態に合った形で稲わらをどのようにすき込んでいくかというふうなことが大事なことであるということ、その場合、問題になりますのは、気象条件によってどのくらいの稲わらをどの時期にどういうふうにすき込んだらいいかというデータがいままでなかったということで、最近若干おくればせでございませうけれども、そういう問題に取り組んで、北海道ではどのくらい、あるいは本州の関東では、山間部ではどのくらい、平たん部ではどのくらい、それをまた秋にすき込んだほうがいいのか、春にすき込んだらいいのかというふうなことを、こまかくデータを全部試験研究の面で明らかにしておるわけでございます、いま申し上げたのは一例でございませう。

また、家畜ふん尿等につきましても、それぞれの作目ごとにふん尿を還元をします場合に、限界値がこれ非常に大事なところであります。よけい

にやり過ぎて生育障害を起こしてもたいへんなことになりますので、そういう作目ごとに家畜のふん尿の必要の限界が幾らかというふうなことも研究室で取り組んでいる。

いま申し上げたのは一、二の例でございますけれども、そういう意味で堆厩肥等の有機肥料を土地に還元することが非常に少なくなっておりますので、いまの農業経営の実態に合った地方の維持のしかた、技術の開発ということに取り組んでいる状況でございます。

○工藤良平君 私は、これは何年前ですか、いまだから四、五年ぐらい前だったと思いますけれど、山梨県——いま神沢さんいらつしゃいますけれど、山梨県にシイタケの種こまの問題で不良種こまが出たときに、私はあそこの秋山さんにお会いいたしまして、そのときに、かつては営林署にいた人とそれから県の、山梨県の林業関係の仕事をしていらつしゃった課長さんですけれども、その方とだいぶん話したんですが、そのときに、たとえばということで出てきたのがこの問題であります。それは一時、山林に肥料をやるという、いわ

きなんだということを述懐しておりましたけれども。私は、そのときに非常に痛感したわけでありますけれども、いまのこの化学肥料を非常に奨励をしていくという、まあ足鹿先生もさつき例を出しておりましたけれども、これは本来的に土壌が持っている機能、これをしっかりとやはり踏まえてみる必要があるのではないか。だから土壌中にある微生物が有機物を分解して無機物に転化するという非常にたいへんな役割りを持っている。病虫害をひとりできなくしていくという自然のメカニズムを持っている。そういうものを促進するような形のやはり土壌改良というものをいままやらなければ、化学肥料、化学肥料ということでやることも、当面、ただいま葉菜類とかそういうものには一時的にはいいかもわからぬけれども、しかし私は土壌という大きな観点に立つとたいへん大きな問題があるような実は気がするわけでありますから、こういう点についてはぜひひとつ技術會議としても根本的なやはり検討をこの際やっていく必要があるんじゃないか。一体その体制はあるのか。

私はよく県の試験場なんか聞くんですけどもね。土壤というものに対する認識といいますか、試験研究機関のウエートというのは非常に少ないんじゃないかっていう気がしているんですけども、その点についてどのように把握しているのでしょうか。

○政府委員(小山義夫君) 非常に大事なところを御指摘をいただいたておるわけでございますが、有機質の肥料はバランスのとれた養分を持つておるといふことが一つの大きな特徴だと思ひます。それならば、無機質の肥料をいろいろ午前中も御議論がございました、組み合わせばいいじゃないかという考え方はあるかと思ひますけれども、やはり限界がある。さらにまた分解をしまして、これがゆるやかに植物の生長にきいていくといふうなことは化学肥料ではなかなか困難なことでございします。また、土壌の物理性、団粒構造といふうなことが言われますけれども、根が伸びや

すく、また空気が入って、また水分の保持もしやすくなるというふうな点は、これは無機質の肥料ではとうてい望み得ないことでございます。

そういういろいろな有機質肥料の利点というものを考えますと、この面の研究というのは非常に大事なことでございますが、まあ従来やもすれば無機質の化学肥料をたくさんやって、病虫害の発生は農業で押えるといった傾向があったことはいなめない事実でございます。むしろそういう形のいままでの農業技術というものを全面的に見直しまして、これが農業問題、農業の残留問題が私どもに反省をさせられた一つの直接の契機であつたわけでありまして、いままでのいわゆる多肥料、多農業を柱にした高生産農業というものを対して、全面的に技術の見直しをしようではないかということ、二年ばかり前から全研究機関をあげまして取り組んでおる途中でございまして。さらにまた、これは農業経営に非常に密着した問題でございまして、県の研究体制が大事なことは御指摘のとおりであります。いま土壌肥料関係を専門にしております研究者が約六百名、国と県と合わせております。国立の研究機関で約二百六十名、残り三百五十名ばかりが四十七都道府県の試験場にいるわけでございますけれども、この研究者の陣容としては決して少ない陣容ではないと私は思います。ただこれがどういふ研究の目標、課題を持ってやっておるかということが非常に大事な点でございます。

そういう意味で、御指摘のありました地方の維持という観点から、土壌肥料の研究者がもう一度研究方法あるいは研究目標というものをはっきり立て直していくという時期にきておるといふふうに考えております。土壌肥料関係の研究者の数自体は必ずしも私は足りないという現状ではないと思ひますが、そういう意味で、新しくこれからの研究方法というものを見定めていきたいというふうに思っております。

○工藤良平君 いま局長おっしゃったように、この問題は、ただ単に肥料とか、土壌とかいう問題

だけではなくて、もちろんこの農業形態との問題、技術形態との問題も非常に関連をしてくるわけですが、私はいま農林省が進めている農業科学化あるいは機械化、装置化という問題、特にその中で、私は機械化、装置化という問題については問題がないではないけれども、ある程度これは是認をしたいと思います。ただ科学化の問題については、さつき申し上げましたような基本的な問題を踏まえながらそれを考えていかないとたいへんな問題を起すのではないかと、こういうふうな実は気がしているわけですが、これは私、いままでソビエトなんかのいわゆる共産圏の農業をずいぶん見てきたのですけれども、いままで、共産圏の農業を見てきて何があそこで役に立つだろうかということをしみじみ思っておったのですが、近ごろこういう問題を考えてみると、たとえばソビエトへ参りますと、土壌研究所というものが非常に徹底して各地域にもあるし、いわゆる中心であるモスクワにもあるわけですね。全国各地の土壌の層を全部地域ごとに数万点集めて、どこの土地については、どのような地相を持っている、この土地には、どのような肥料が必要なんだ、どのような農業経営形態が必要だ、技術形態が必要だ、こういうことがこまめに分析をされて、それに対する計画的な肥料の配分とかそういうものが行なわれているこの状態を、私は二、三日前からこの肥料の勉強をしながら思ひ出してきただけですけれども、そういうことは、これは大臣にも聞いておいた方がいいと思ひます。すね、基礎的なことに對しては徹底的にやれば金を入れて研究する、こういうような仕組みというものがあるに違いないと思ひます。大臣としても、この点についてはひとつ思ひを新たにしたいと思ひます。私はこの肥料と土壌の関係、これは非常に綿密な関係があるわけでありまして、この試

験研究に対する徹底的なひとつ指導体制というものを確立をしていただきたい、こういうことを考えているわけですが、

それから、これはあとでまた一括して大臣から御答弁をいただきたいと思ひますが、もう一つは、私は、さつき事務局長一つの例を出しましたけれども、私もいま山の問題で一つの例を出しました。が、さらに先日、農林省が主催いたしました農業の青年の発表会がありました。すね、研究会が、あれを聞いても、いま農業で個別経営の中で成功しているという人は一体どういふ人なのか、養鶏をやる、養鶏で出た鶏ふんをどのようにして土地に返してやるか、酪農をやる、酪農で出た堆肥をどういふ形で土地に還元してやるか、個々の自分の経営で余った分は相互に連絡し合つて不足しているところに供給をしてやる。こういう形で非常に巧みに土地から生産された有機物を還元をしてやるというところで成功している、ほとんど全部それが成功している。ですから、これはやはりこの農業の経営方式、技術方式という点から、たとえば田畑輪換方式とか、あるいは水田酪農とか、あるいは畜産と水田との組み合わせをどうするか、そういうやはり農業経営形態、技術形態という有機的な結合、いわゆるドッキングが非常に大切になってきていると思ひます。ですから、こういうことを部分的に切り離すのではなくて、全体的にそういうような農家の中にある知恵、あるいはいま農業技術者が勉強している、科学的に分析をしてきたそういう科学性というものを有機的にドッキングさせてこれからの農業というものを創造していく、そういうことが私はこの肥料の問題を通じて非常に痛切に感じられる。これは基本的な問題ですけれども、そういう点についてひとつ局長、大臣等から基本的な御見解をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) いまお話の問題たいへん大事な問題でありまして、農林省でも、土壌の研究につきましては私は特に関心を持っておりまして、先ほど事務局長お答えいたしましたように、地方にもかなり多くのそういう研究をいたしておる研究所がございまして、この点はひとつ十分やつていかなきゃなりません。

ただ、御承知のように、全体の日本経済がこういうふうになつてきて、しかも稲などにつきましてだんだん労働時間が集約されてまいりまして、その余った余力を他の所得を得るほうに使われるというふうな傾向もございまして、農業の面から見ますという、いまお話ございましたようなことで、複合経営と申しますか、私の郷里などではかなり進歩いたしました豚舎を持っておりまして、その排泄物は直ちにそれぞれ処理をいたしまして、そばに装置をつくつておりまして、それへバキュームで噴射するような形でやるといったようなことをやっております。そういうようなことは、これからのやはりいままで化学薬品で種々な弊害も生じてまいりましたものを調和する意味においても、たいへん大事なことであると思ひます。農林省はそういうことにも大きな力を入れてさらに研究を進めてまいりたいと、こう思っております。

○工藤良平君 私はこの食糧の自給体制というのは非常にいまやかましく議論をされておりますし、石油より以上に大切だということでは従来から私も一貫して主張しているところで、この点についてははたしも異論はないと思ひます。この点については、その食糧を自給をしていくための肥料です。ね。もちろんこのアンモニア系肥料というのは、かなり化学生産によりましてできるわけでありまして、けれども、その他原材料をかなり輸入に仰がなければならぬという現在の日本のこの肥料事情というものを考えてみますと、やはり肥料自給体制です。こういうものは地力、さつきから私が申し上げておりますように、地力の維持増進のためにもきわめて重要な問題だと、このように考えておりますので、ぜひこの点については新しい技術の開発、そういうものを含めた農業方針というものを考えるべきではないのか。

ややもいたしますと、いままで日本の農業形態

というのを見ますと、何かアメリカ的な非常に広大な百ヘクタールも、あるいは極端に言うところ、千ヘクタールもというふうな、へん広大な農業、逆に言うところ、農業と言われる、日本のように一つの土地を何回も使っている集約的な農業ではなくて、収奪的な農業形態と同じようなことを歩もうとしても、これは無理なんであって、やはり日本に歴史的に今日まで積み上げられてきた集約的な農業、それにどのようにして近代化されたものを加えていくのかと、こういうことはやはり日本の農業の創造であると思はれているわけだ。

そういう意味合いから、いま大臣がおっしゃったように、養豚なり、養鶏なり、あるいは酪農、肥育というふうな、そういうものをどのように組み合わせて、さらにそれから有機質肥料をどのようにこれが機械化された、近代化された農業の中に組み入れられていくのかという、私は新しい技術の開発、営農形態の開発というものが必要ではないのか。それは地域を回って歩けば、かなりな地域の中に、いまあまり表には出ていないけれども、潜在的にあるということですね。これをぜひひとつくみ上げていただいて、それを全体のものにしていただく、それがやはり日本の農業の開発であり、あるいは食糧の確保ということに非常に有効に私は働いていくのではないかと、こういうことを非常にこの肥料の問題を検討していく過程の中で感じましたので、特にこの席でその点を主張してまいりたいと、このように思います。

最後に、時間がちょうど四十分になりましたから、私これで約束の時間ですからやめますけれども、通産関係についても、通産省はここの第二次産業のほうばかり向かぬで、ひとつこういう農業の実態というものを踏まえながら農業資料をどう考えるか、あるいは結局農業の開発に対する通産省の認識というものをひとつ新たにしたいかなければいけないんじゃないか、このように思いますから、その点もひとつ最後につけ加えて御見解をいただいて私の質問を終わりたいと思います。○政府委員(補正後君) 通産省といたしまして、今後とも食糧生産の自給率の維持向上と施策の

推進に対処をしつつ、農業用生産資材の適正な供給をはかるよう、関係業界を指導していきたいと、かく念願しております。
○委員長(初村満一郎君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
これにて散会いたします。
午後三時四十一分散会

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(第七十一回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律

(森林法の一部改正)

第一条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 営林の助長及び監督(第四條―第二十四條)」を「第二章 森林計画等(第四條―第二十四條)」を「第二章の二 営林の助長及び監督(第十條の五―第二十四條)」に、「第八十五條」を「第八十五條の二」に改める。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 森林計画等

第四條第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 森林の土地の保全に関する事項
第四條第五項中「都道府県知事」を「関係行政機関の長及び都道府県知事」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「変更しようとするときは」の下に、「関係行政機関の長に協議し、かつ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 全国森林計画は、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進に適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第五條第一項中「民有林につき、森林計画區別に」を「森林計画區別に、その森林計画區別に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと思はれる民有林を除く)につき」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
第五條第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

一 その対象とする森林の区域
第五條第五項中「公表するとともに」の下に「関係市町村長に通知し、かつ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「都道府県森林審議会」の下に「及び関係市町村長を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

第七條第一項中「第五條第五項」を「第五條第六項」に改める。
第八條中「立木竹の下に」又は「土地を加え、」(以下「森林所有者等」という)を削り、「施業する」を「施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をする」に改める。

第九條を次のように改める。
第九條 削除
第十條第一項中「森林所有者等は、民有林」を「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という)は、地域森林計画の対象となっている

民有林」に、「伐採の届出書」を「森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採跡その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書」に改め、同項第一号の二中「次条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条を同項第一号の三とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 次条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
第十條の次に次の三條を加える。
(開発行為の許可)

第十條の二 地域森林計画の対象となつて民有林(第二十五條の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ)をしようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合
二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しななければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該

開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該

該開発行爲により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行爲をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行爲により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行爲をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行爲により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保樹増養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

14 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限られ、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監督処分)

第十條の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第三項の条件に違反して開発行爲をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行爲をした者に対し、その開発行爲の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができ。

(適用除外)

第十條の四 この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

第十一條の前に次の章名及び二條を加える。

第二章の二 営林の助長及び監督

(施業の勧告)

第十條の五 都道府県知事は、森林所有者等がその森林の施業につき地域森林計画を遵守していないと認める場合において、地域森林計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができ。

(伐採の計画の変更命令等)

第十條の六 都道府県知事は、第十條第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画が地域森林計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができ。

2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行なわれる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

3 都道府県知事は、第十條第一項の規定により届出書を提出した者の行なつている伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採期に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計画に従つて伐採すべき旨を命ずることができ。

第十八條第一項中「数人共同して」の下に、「次に掲げる森林につき」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

第十八條第二項中「この場合において」の下に

「当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは、」を加え、「当該森林所有者が定める」を「当該森林所有者で森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」に、「共同して」とを「共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一條第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、同条第五項第一号中「森林施業計画の対象とする森林(政令で定めるものを除く。)」の規模に「森林生産の保続」とあるのは「森林生産の保続」と、第十二條第二項中「左の各号に掲げる場合には」とあるのは「左の各号に掲げる場合には、共同して(当該認定森林所有者のうち当該森林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなつた者があるときは、その者を除き共同して)」と、同項第一号中「森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた場合」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とに改める。

第二十條を次のように改める。

第二十條 削除

第二十四條中「試験研究の目的に供している森林であつて農林大臣の指定するものその他省令で定める」を「第十條の四に規定する」に改める。

第二十五條第一項中「(昭和三十一年法律第百一號)を削る。

第七十四條第一項中「と森林生産力の増進を図り、あわせて」を「及び森林生産力の増進並び

に、「期する」を「図る」に改める。

第七十九條第二項第三号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一號を加える。

三の二 組合員の生産する環境緑化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ)の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

第七十九條第二項第五号の次に次の二號を加える。

五の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

五の三 組合員の行なう林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)

第七十九條第二項第六号の二を第六号の四とし、第六号の次に次の二號を加える。

六の二 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

六の三 組合員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設

第七十九條第四項中「組合は」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第七項中「施設」の下に「(次項の規定によるものを除く。)」を加え、「組合員以外の者が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員以外の者が」に、「組合員が」を「組合員並びに他の施設組合及びその組合員が」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一號を加える。

7 組合員に出資をさせる施設組合(以下「出資施設組合」という。)は、組合員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの(これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ)の売却又は区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供され

ることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売却し（当該土地の区画形質を変更してする売却を含む。）の事業を行なうことができる。

第七十九条に次の二項を加える。

9 施設組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第一号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

10 第一項第二号に掲げる事業を行なう組合（第八十五条の二の規定に基づき当該事業を行なう施設組合を除く。以下「生産組合」という。）は、同号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 環境緑化木の生産

二 森林を利用して行なう農業

三 前二号の事業に附帯する事業

第八十条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二を加える。」

第六章第二節第一款中第八十五条の次に次の一条を加える。

（森林の経営）

第八十五条の二 出資施設組合は、第七十九条

第一項の規定にかかわらず、組合員の三分の二以上の書面による同意を得て、森林の保続増養及び森林生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、その組合の地区内にあるもの及びこれにあわせて経営することを相当とするその組合の地区外にあるものにつき、森林の経営（委託又は信託を受けて行なうものを除く。）及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

2 出資施設組合の行なう前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合

員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならぬ。

第八十六条第一項第一号中「森林所有者」の下に「（森林所有者と同一の世帯に属する者で当該森林所有者が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行なうもののうち、当該森林所有者が指定する一人の者を含む。）次号及び第五十六条において同じ。」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者が主たる構成員又は出資者となつてゐる団体（前号に掲げる者を除く。）第八十六条第二項中「第七十九条第二項第二号に掲げる事業を行なう組合（以下「生産組合」という。）を「生産組合」に改める。

第八十七条第二項中「組合員」の下に「又は組合員と同一の世帯に属する者」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

（回転出資金）

第八十八条の二 出資施設組合は、前条の規定による出資のほか、定款で定めるところにより、組合員に対しその組合事業の利用分量に応じた配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資（以下「回転出資金」という。）の払込みについて、相殺をもつて出資施設組合に対抗することができない。

第九十条第一項ただし書中「第八十六条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第九十四条及び第九十六条第一項中「組合」を「施設組合」に改める。

第九十三条第一項ただし書中「第六号まで」を「第六号の三まで」に改める。

第九八条の見出し中「役員」を「役員等」に改め、同条中「又は監事」を「監事、参事又は会

計主任」に改める。

第一百五十五条第二項第四号中「払込済出資額」の下に「（回転出資金の額を除く。以下同じ。）」を加える。

第一百六条第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第一百八条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官」とあるのは、「行政庁ハ利害関係人」と読み替へるものとする。

第一百八条の次に次の二条を加える。

（参事及び会計主任）

第一百八条の二 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項並びに第三十九條から第四十二條まで（支配人並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二十五号）第五十一條から第五十三条まで（支配人の登記）の規定を準用する。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第二百三十三條第三項中「組合員の総数の四分の一」を「その選挙の時ににおける組合員の総数の四分の一（その総数が八百人をこえる組合員にあつては、二百人）に改め、同項ただし書及び同条第五項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第五項中「五人」とあるのは、「二人」と読み替へるものとする。

第二百三十三條第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

第二百二十六條第一項中「第六号」を「第六号の三」に改める。

第二百二十七條第二項中「年五分」を「年八分以内において政令で定める割合」に改め、同条第三項中「応じて」を「なお剰余があるときは」を「応じ、又は」に改める。

第二百二十八條の次に次の一条を加える。

（回転出資金による損失のてん補）

第二百二十八條の二 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお剰余がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻さなければならない。

2 出資施設組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお剰余がある場合には、その払込みに充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを払い戻さなければならない。

ただし、当該期間内に、總會において払い戻すべき旨の議決をしたとき又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に払い戻さなければならない。

第二百二十九條中「前三条」を「前四条」に、「処理するために従わなければならない自己資本の額、余剰金の運用及び資金の貸付に関する基準」を「処理するための基準として従わなければならない事項」に改める。

第百五十四条第一項第四号中「林産物」の下に「及び林産物以外の森林の産物」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 所屬員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売
第百五十四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

六の三 所屬員の行なう林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売却し、貸付け又は交換
第百五十四条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 所屬員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

七の三 所屬員の労働力を利用して行なう林産物その他の物資の加工に関する施設
七の四 所屬員のための森林施業計画の作成
第百五十四条第二項中「連合会」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条第五項中「施設」の下に「（次項の規定によるものを除く。）」を加え、「所屬員以外の者が」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員以外の者が」に、「所屬員が」を「所屬員並びに他の連合会及びその所屬員が」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）は、第一項に掲げる事業のほか、所屬員の委託を受けて行なうその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。以下この項において同じ。）の売却し又は区画形質の変更の事業並びに所屬員からのその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入れ及びその買入れに係る土地の売却し（当該土地の区画形質を変更してする売却を含む。）の事業をあわせ行なうことができる。

第百五十四条に次の一項を加える。

7 連合会は、所屬員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、国、地方公共団体その他省令で定める営利を目的としない法人に第一項第四号に掲げる事業その他省令で定める事業を利用させることができる。

第百五十五条に次の一号を加える。

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつて法人（前二号に掲げる者を除く。）

第百五十五条の次に次の一条を加える。

（議決権及び選挙権）
第百五十五条の二 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。ただし、前条第二号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該組合員が組合である場合にあっては当該組合の組合員（准組合員を除く。）の数、当該組合員が連合会である場合にあっては当該連合会を直接又は間接に構成する組合の組合員（准組合員を除く。）の数及び当該組合の当該連合会構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権及び選挙権を与えることができる。

3 各会員は、第一項ただし書及び前項の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用については、平等の議決権を有するものとなす。

4 会員の議決権及び選挙権の行使については、第九十条第三項から第六項までの規定を準用する。

第百五十九条第一項中「前条第二項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「第百五十四条第一項第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同条第二項中「第百五十五條に」を「第百五十五條及び第百五十五條の二に」改め、「第八十八條から第九十五條まで及び第九十七條から」を加え、同項後段を削り、同条第三項中「第百十八條」を「第百十八條の三に」、「第六号」を「第六号の三に」、「第七号」を「第七号の三に」、「第八十八條中」を「第百五十五條第五項中「一人」とあるのは「二人（第百五十五條の二第二項の規定によりその会員に対して二個以上の選挙権を与える連合会にあっては、選挙権一個）」と、第百八十八條中」に改め、同条第四項中「第八十六條第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第五項中「読み替える」を「同条第三項中「第百五十五條第九項本文」とあるのは「第百五十六條本文」と読み替える」に改める。

第百六十条第一項中「会員に出資をさせる連合会（以下「出資連合会」という。）」を「出資連合会」に改め、同条第二項第五号中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百六十三條第二項中「払い込んだ出資」を「払込済出資額」に改める。

第百七十二條第二項を次のように改める。

2 行政庁が組合又は連合会の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてする。

第百七十八條中「（昭和三十八年法律第百二十五号）」を削る。

第百八十一條中「連合会に対し」の下に「期間を定めて」を加え、同条に次の一項を加える。

2 組合又は連合会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

第百八十二條 次の場合には、行政庁は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 組合又は連合会が法律の規定に基づいて行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

二 組合又は連合会が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

三 組合又は連合会が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

2 行政庁は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該組合又は連合会に対し、あらかじめ、命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

その他の援助を行なうように努めるものとす
る。

第百九十七条中「三万円」を「十万円」に改め
る。

第百九十八条中「五万円」を「二十万円」に
改める。

第二百一条第一項中「三万円」を「十万円」に
改め、同条第二項中「五万円」を「二十万円」に
改める。

第二百三条第一項中「五万円」を「二十万円」
に改める。

第二百五条第一項中「一万円」を「五万円」に、
「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「三
万円」を「十万円」に、「五万円」を「二十万円」に
改める。

第二百六条を次のように改める。

第二百六条 次の各号の一に該当する者は、二
十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発
行為をした者

二 第十条の三の規定による命令に違反した
者

三 第三十四条第一項（第四十四条において
準用する場合を含む。）の規定に違反し、保
安林又は保安施設地区の区域内の森林の立
木を伐採した者

四 第三十四条第二項（第四十四条において
準用する場合を含む。）の規定に違反し、立
竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧
し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又
は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の
土地の形質を変更する行為をした者

五 第三十八條の規定による命令に違反した
者

第二百七条中「二万円」を「十万円」に改め、第
二条を削り、第一号を第三号とし、同号の前に
次の二号を加える。

一 第十条第一項の規定に違反し、届出書の

提出をしないで立木を伐採した者

二 第十条の六第三項の規定による命令に違
反した者

第二百八条中「一万円」を「五万円」に改める。
第二百九条中「五万円」を「三万円」に改め、第
一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第
二号とする。

第二百十條第一項中「一万円」を「二十万円」に
改める。

第二百一一条中「二千元」を「三万円」に改め
る。

第二百四條中「一万円」を「三万円」に改め、
同条第二号中「第七項」を「第八項」に、「若しく
は第五項」を「若しくは第六項」に改め、同条
第八号中「第百七条第五項」の下に「又は第
百十八條の三第四項」を加え、「第百五十九條
第三項」を「以上の各規定を第百五十九條第三
項」に改める。

第二百十五條中「千円」を「一万円」に改め
る。

第二条 森林法の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「事項を」の下に「地勢そ
の他の条件を勘案して主として流域別に全国の
区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明ら
かにすることを旨として、」を加え、第六号を第
七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰
り下げ、同項に第一号として次の一号を加え
る。

一 森林の整備の目標その他森林の整備に関
する基本的な事項
第五條第二項中第七号を第八号とし、第二号
から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の
次に次の一号を加える。

二 森林の有する機能別の森林の所在及び面
積並びにその整備の目標その他森林の整備
に関する基本的な事項
（森林組合合併助成法の一部改正）

第三条 森林組合合併助成法（昭和三十八年法律

第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十二年十二月三十一
日まで」の下に「及び森林法及び森林組合合併
助成法の一部を改正する法律（昭和四十八年法
律第 号）附則第一条第一号に規定する規
定の施行の日から昭和五十三年三月三十一日ま
で」を加える。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中森林法第四條、第五條、第七條
第一項及び第十八條の改正規定、第三條の
規定並びに次条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第三条の規定 昭
和四十九年四月一日

（検討）
第二条 政府は、森林組合の組織及び機能について検討を加え、
その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるも
のとす。

（全国森林計画及び地域森林計画に係る経過規
定）
第三条 附則第一条に規定する規定の施行の際現
に第一条の規定による改正前の森林法（以下「旧
法」という。）第四条又は第五条の規定によりた
てられている全国森林計画又は地域森林計画
は、それぞれ、第一条の規定による改正後の森
林法（以下「新法」という。）第四条又は第五条の
規定によりたてられた全国森林計画又は地域森
林計画とみなす。

2 農林大臣は、前条第一号に規定する規定の施
行の日から起算して九十日以内に、同号に規定
する規定の施行の際現に旧法第四条の規定によ
りたてられている全国森林計画を変更し、か
りたてられている全国森林計画を改定し、か

つ、その概要を公表しなければならない。この
場合には、新法第四条第二項、第三項、第五項
及び第六項（全国森林計画の概要の公表に関す
る部分を除く。）の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計
画につき同項の規定による公表があつたとき
は、その公表があつた日から起算して三十日以
内に、前条第一号に規定する規定の施行の際現
に旧法第五条の規定によりたてられている地域
森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければ
ならない。この場合には、新法第五条第二
項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画
の公表に関する部分を除く。）並びに第七條の規
定を準用する。

附則第一条
第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行
の際現に第二条の規定による改正前の森林法
（以下この条において「旧森林法」という。）第四
条又は第五条の規定によりたてられている全国
森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、第二
条の規定による改正後の森林法（以下この条に
おいて「新森林法」という。）第四条又は第五條の
規定によりたてられた全国森林計画又は地域森
林計画とみなす。

2 農林大臣は、附則第一条第二号に規定する規
定の施行の日から起算して一年以内に、同号に
規定する規定の施行の際現に旧森林法第四条の
規定によりたてられている全国森林計画を変更
し、かつ、その概要を公表しなければならない。
この場合には、新森林法第四条第二項、第
三項、第五項及び第六項（全国森林計画の概要
の公表に関する部分を除く。）の規定を準用す
る。

3 都道府県知事は、前項に規定する全国森林計
画につき同項の規定による公表があつたとき
は、その公表があつた日から起算して九十日以
内に、附則第一条第二号に規定する規定の施行
の際現に旧森林法第五条の規定によりたてられ

いる地域森林計画を変更し、かつ、これを公表しなければならぬ。この場合には、新森林法第五條第二項、第三項、第五項及び第六項（地域森林計画の公表に関する部分を除く。）並びに第七條の規定を準用する。

（開行行為に係る経過規定）

第四條 この法律の施行の際現に開行行為（新法第十條の二第一項の開行行為をいう。以下同じ。）を行なつてゐる者は、当該開行行為について同項の許可を受けたものとみなす。

（仮理事の選任に係る経過規定）

第五條 この法律の施行前に裁判所が請求を受けた旧法第百十八條（旧法第百五十九條第三項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六條の規定による仮理事の選任については、なお従前の例による。

（総代会に係る経過規定）

第六條 この法律の施行の際現に設けられてゐる総代会については、この法律の施行の際現に在任する総代のすべてにつきその任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

（解散命令に係る経過規定）

第七條 この法律の施行前に裁判所が申立てを受けた旧法第百八十二條第一項の規定による事件については、なお従前の例による。

（罰則に係る経過規定）

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第九條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第七十二條の二十二第四項第九号及び第七十三條の七第十号中「第八十六條第二項」を「第七十九條第十項」に改める。

（保安林整備臨時措置法の一部改正）

第十條 保安林整備臨時措置法（昭和二十九年

法律第八十四號）の一部を次のように改める。
第三條中第四條第三項を「第四條第四項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六號）の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項及び第七十八條の二中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十二條 法人税法（昭和四十年法律第三十四號）の一部を次のように改正する。

別表第三の表中「第八十六條第二項（生産組合員の資格）」を「第七十九條第十項（生産組合の事業の種類）」に改める。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

第十三條 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

（国有林野の活用に関する法律の一部改正）

第十四條 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第八號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第三号中「第七十九條第一項第二号」を「第七十九條第一項の規定に基づき同項第二号」に改める。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道酪農負債整理資金の融資促進に関する請願（第一三三六號）

第二三三六號 昭和四十九年二月十九日受理
北海道酪農負債整理資金の融資促進に関する請願
請願者 札幌市中央区北四條西一丁目北海道農業協同組合中央会会長 早坂 正吉
紹介議員 河口 陽一君

北海道酪農負債整理対策事業は、特別な政治的措置であることをふまえて、四十八年度に認定したもののについては、年度末までに全額を資金化するとともに、四十九年度分については、速やかに認定事務を促進し、上半期中にその全額を資金化するよう融資促進について特段の措置を講ぜられたい。

理由

四十八年度保証乳価決定の付帯的措置として決定をみた北海道酪農負債整理対策事業は、その緊急性から二箇年で実施されることとなつていたが、最近の財政、金融事情の悪化などにより実際の貸付が当初計画に比べて著しく遅延しており、特に今後予定されている貸付金利の引き上げ等により負債農家の経済がますます窮乏することが見込まれ、せつかくの施策も時期を失して効果を減殺しつつある現状である。

昭和四十九年三月十六日印刷

昭和四十九年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局